

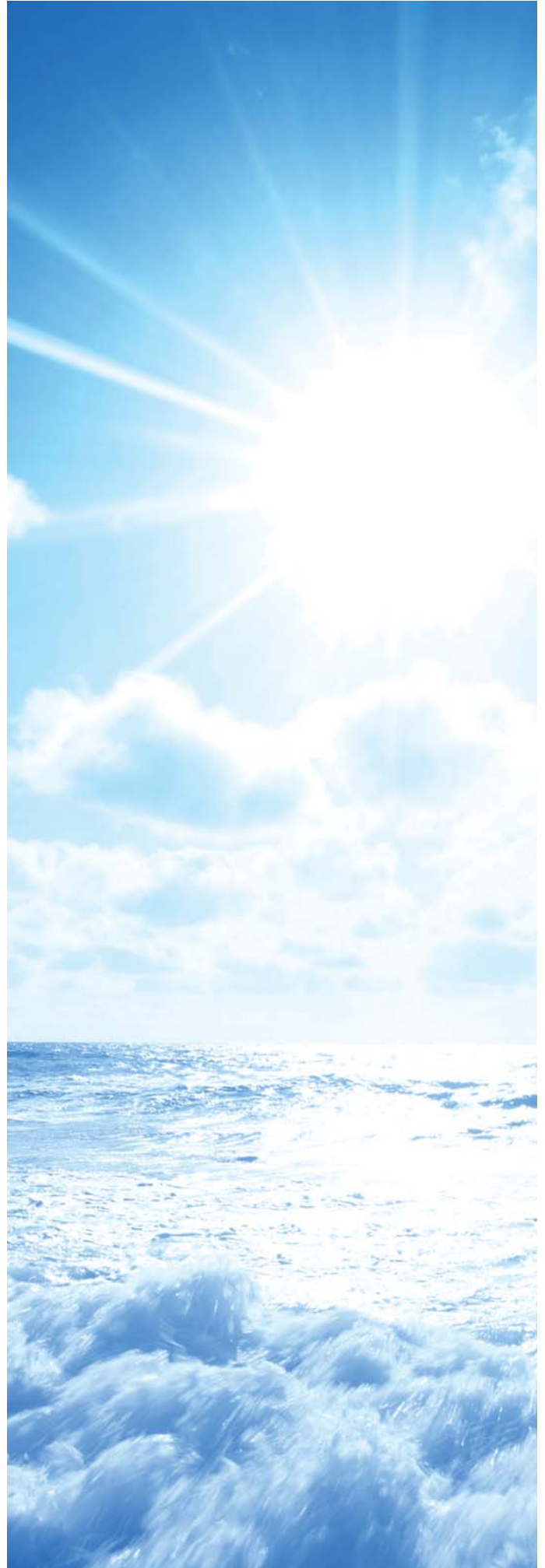


AIU損害保険

ディスクロージャー誌

2014年4月1日～2015年3月31日

「
2015
」



はじめに

このたび、当社の経営方針や事業概況、財務状況等をまとめた「2015 ディスクロージャー誌」を作成いたしました。

本誌が、皆さまに当社をご理解いただくうえでの一助となれば幸いです。

会社概要

創設：1946年（昭和21年）

資本金：137億円

総資産：1,873億円

代理店数：6,882店

従業員数：2,438名

ホームページアドレス：<http://www.aiu.co.jp/>

（2015年3月31日現在）

本誌は、保険業法第111条に基づき作成したディスクロージャー資料です。
記載された情報は、別途記載がある場合を除き2015年7月1日現在のものです。
また、記載された2013年3月31日以前の情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー（日本支店）に関するものです。2013年4月1日以降の情報は、AIU損害保険株式会社に関するものです。

CONTENTS

AIU損害保険株式会社について

●ごあいさつ	2
●コーポレートビジョン	3
●AIGについて	4
●富士火災との経営統合	6
●代表的な経営指標	7
●2014年度のトピックス	9
●2014年度のCSR活動	11

2014年度における事業の概況

1. 経営方針・経営施策全般	12
2. 内部統制	12
3. コンプライアンス(法令等遵守)	12
4. 営業体制・方針	13
5. 損害サービス	13
6. 情報システム	14
7. お客さまサービス	14
8. 資産運用の状況	14
9. 今後対処すべき課題等	15

主要な業務の内容

1. 保険の引受け	16
2. 資産の運用	16
3. 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行	16
4. 国債等の窓口販売業務	16

運営の態勢

1. リスク管理の態勢	17
2. コンプライアンス(法令等遵守)の態勢	18
3. 利益相反管理基本方針	19
4. 反社会的勢力に対する基本方針	20
5. 顧客情報保護に関する態勢	20
6. 内部統制とガバナンス態勢	22
7. 内部監査について	24
8. お客さま満足度向上に向けた取組み	24

データ編	27
------	----

「AIG損害保険」としての歩みをしっかり始めるべく、 AIU独自の価値をさらに高め、統合に向かってまいります。

日頃より、AIU損害保険株式会社をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

当社は戦後間もない1946年、日本において営業を開始して以来、外資系損害保険会社として長年にわたってお客さまからのご支援を賜り、大きく成長してまいりました。心より感謝申し上げます。

—昨年の2013年、日本におけるAIGグループの再編に伴い、当社と富士火災海上保険株式会社との統合準備について発表しておりましたが、このたび新会社名を「AIG損害保険株式会社」とし、関係当局の認可等を前提に、2016年下半年以降に統合予定であることを改めて発表しました。統合に向け、様々な準備を進めておりますが、統合に至るまでは、今までと変わることなくAIUとして、よりお客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品やサービスをご提供していくこととお約束します。

日本における約70年の歴史において、示談代行サービスを初めて取り入れた自動車保険、海外ネットワークを活用した海外旅行保険、団体向けの傷害保険、AIGのノウハウを盛り込んだ賠償保険等、時代の最先端を行く革新的な商品の開発やサービスを、当社の優れた代理店等のチャンネルを通じご提供してまいりました。

今後もAIGグループの一員としての強みを活かし、



代表取締役社長 兼 CEO 小関 誠

AIU独自の価値をさらに高め「世界品質の安心」をお客さまに提供し、「安心」を進化させてまいります。また、「お客さま中心主義」の徹底に取り組み、一層お客さまに「信頼され、選ばれる保険会社」を目指して、社員一丸となって全力で取り組んでまいります。

コーポレートビジョン

AIU 損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、100以上の国や地域で顧客にサービスを提供しているAIGグループの一員です。1946年に日本における営業を開始し、現在では、全国87の営業拠点(2015年7月1日現在)と6,882店の代理店(2015年3月31日現在)を有しています。

経営理念

私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、
コンサルティングを通じて、
常に最適な解決策を提供いたします。

コーポレートスローガン

Create New Value

私たちにしかつくれない“世界品質の安心”を。

ブランド・バリュー・プロポジション (お客さまや社会に対する私たちの約束)

未来は明るい、と言えるイノベーション。

「成長」「飛躍」「機会」「可能性」そして「胸の高鳴り」…。
変化は、新しい“何か”をもたらしてくれます。
しかし、ときには先が見えず、戸惑うこともあります。
私たちは、そんなときこそ頼れるパートナーでありたい。
新しいことに挑むお客さまに、世界100以上の国や地域における
ネットワークと経験をもつAIGグループの一員として
私たちにしか提供できない“世界品質の安心”をお届けしていきたい。
1946年から日本で外資系損害保険会社のパイオニアとして
営業を開始して約70年、AIUはずっと時代の変化に対して、
既存の概念にとらわれない新しい価値を持つ商品やサービスを創り出し、
ご提供してきました。時代がどんなに変わっても、
いつも未来に可能性を感じ、「未来は明るい」と胸を張って言えるように。
私たちはこれからも“安心”を進化させ続けます。

AIGについて

AIU損害保険株式会社について

2014年度における事業の概況

主要な業務の内容

運営の態勢

データ編



当社はAIGグループの一員です。

AIU損害保険株式会社は、損害保険業界の世界的なリーダーであり、100以上の国や地域で顧客にサービスを提供しているAIGグループの一員です。1946年に日本における営業を開始し、現在では、全国87の営業拠点(2015年7月1日現在)と6,882店の代理店(2015年3月31日現在)を有しています。

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、100以上の国や地域で顧客にサービスを提供しています。AIGグループ各社は、世界最大級のネットワークを通して個人・法人のお客様に損害保険商品・サービスを提供しています。また、米国では生命保険事業、リタイアメント・サービス事業におけるリーディングカンパニーです。持株会社AIG, Inc.はニューヨークおよび東京の各証券取引所に上場しています。

AIGについて

American International Group, Inc.
www.aig.com

所在地/175 Water Street, New York, NY 10038
上場証券取引所/ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所
社長 兼 CEO/ピーター・D・ハンコック
総社員数/約65,000人

AIGの業績の推移

AIG, Inc. 2014年度アニュアルレポート(2014 Annual Report)より抜粋

	2014年	2013年	2012年
総収入	644億ドル	688億ドル	712億ドル
純利益	75億ドル	90億ドル	34億ドル
総資産	5,155億ドル	5,413億ドル	5,486億ドル
株主資本	1,068億ドル	1,004億ドル	980億ドル

世界におけるAIGグループの位置づけ

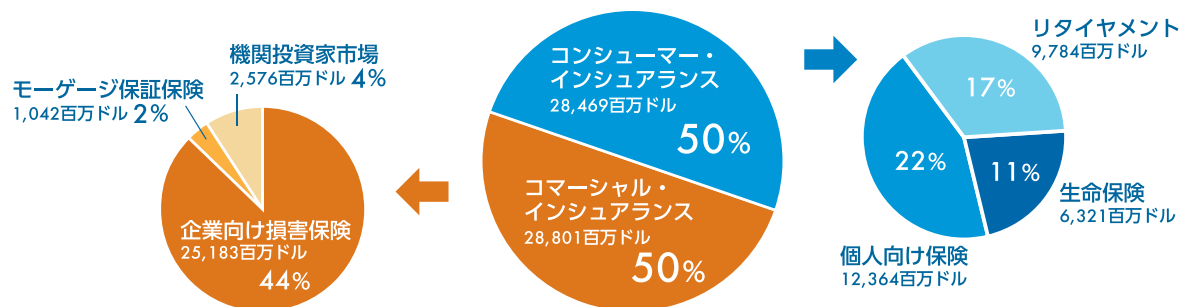
Forbes Global 2000より(2015年5月発行)※1

保険業界ランク	全体ランク	会社/グループ名
1	21	独: アリアンツ
2	29	仏: アクサグループ
3	32	中: 中国平安保険
4	37	中: 中国人寿保険
5	42	米: AIGグループ

※1 Forbes Global 2000は、フォーブス誌が世界の上市企業を、売上高、純利益、総資産、時価総額の4つの要因に基づき上位2,000社をランキングし、毎年発表するもの。上記の表は、2015年度版において保険業界関連の「Diversified Insurance」、「Life & Health Insurance」、「Property & Casualty Insurance」の3つのカテゴリーを統合したものの。

AIGの保険事業収入の内訳※2 (2014年)

AIG, Inc. 2014年度アニュアルレポート(2014 Annual Report)より抜粋



※2 保険事業からの収入を示しています。企業向け損害保険、モーゲージ保証保険および個人向け保険の収入には、正味既経過保険料および正味投資利益が含まれています。機関投資家市場、リタイアメントおよび生命保険の収入には、保険料、保険証券発行手数料、正味投資利益および助言報酬が含まれています。

Making the world a safer place

世界中の展開国・地域において、各地固有の課題を認識し、価値のある差異を社会にもたらすことがAIGの使命です。



米国テキサス州



ブルガリア



チリ



コロンビア



グアテマラ



ケニア



韓国



タイ



台湾



スペイン

地域別の売上げ

AIG, Inc. 2014年度アニュアルレポート(2014 Annual Report)より抜粋

アメリカ地域

損害保険事業における正味収入保険料186億ドル(54%)
生命保険事業における保険料および預かり資産 317億ドル(97%)



ヨーロッパ、中東、アフリカ地域

損害保険事業における正味収入保険料73億ドル(21%)

アジア・パシフィック地域

損害保険事業における正味収入保険料86億ドル(25%)
生命保険事業における保険料および預かり資産904百万ドル(3%)

生命保険事業の保険料および預かり資産は、非GAAP財務測定値であり、保険料には、従来の生命保険、団体給付金制度および偶発給付年金から直接または仮定的に受領された金額の他、ユニバーサル生命保険、投資型年金契約およびミューチュアル・ファンドの預託金も含まれます。

日本におけるAIGグループ

国内損害保険会社

	元受正味保険料
富士火災海上保険株式会社	3,054億円
AIU損害保険株式会社	2,553億円
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	839億円
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	146億円

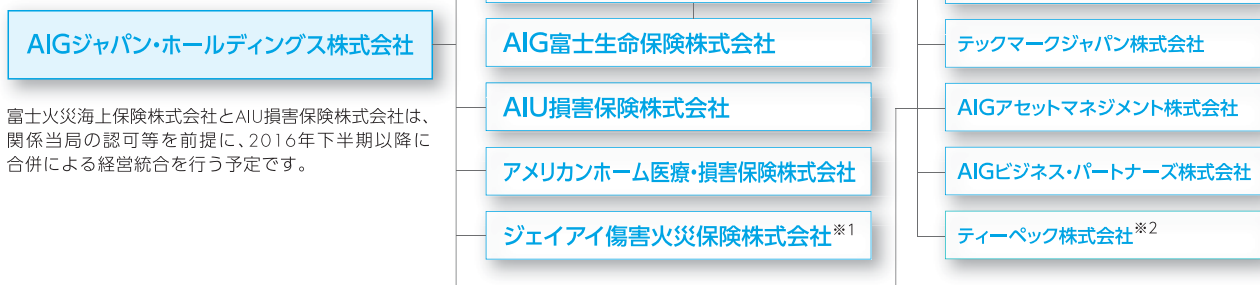
2014年度、元受正味保険料は収入積立保険料を含む。

国内生命保険会社

	保険料収入
AIG富士生命保険株式会社	984億円

2014年度

日本のAIGグループの組織



富士火災海上保険株式会社とAIU損害保険株式会社は、関係当局の認可等を前提に、2016年下半年以降に合併による経営統合を行う予定です。

※1 ジェイアイ傷害火災保険株式会社は、AIGジャパン・ホールディングス株式会社と株式会社ジェイティービーの合併会社です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は50%です。)

※2 ティーパック株式会社におけるAIGグループ会社による持分は合計で63.96%です。(AIGジャパン・ホールディングス株式会社の持分は54.27%です。)

富士火災との経営統合

当社は、関係当局の認可等を前提に、当社と同じくAIGジャパン・ホールディングス傘下の富士火災海上保険株式会社と2016年下半年以降*に合併による経営統合を行う準備を進めています。

統合後の新会社名は「AIG損害保険株式会社」とする予定です。

本経営統合による両社のお客さまの既存のご契約に影響はございません。

新会社の概要につきましては、今後、当社のホームページ等でご案内させていただきます。



(左から) AIU損害保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 小関誠
AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO ロバート・ノディン
富士火災海上保険株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 横山隆美

新会社名は
「AIG損害保険株式会社」

経営統合に向けての経緯と進捗

AIUと富士火災の両社は、合併による経営統合により両社が現在有する強みを組み合わせ、経営資源の集約を図ることが、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの最善の利益に適合すると判断し、2013年7月に両社の取締役会において統合に向けた準備を進めることを決定しました。

これまでに経営統合計画の策定を進めると共に、役員も含めて累計で150名以上に及ぶ人事交流を実施する等、両社のこれまでの社風や業務に関する相互理解を深めてきました。

さらに、お客さま視点をこれまで以上に重視する新会社の方向性について社員全員と共有し、それを支える新たな企業文化の創造に向けての議論を深める等全社的な取組みを重ねています。

実務面においても、両社共同で開発した新しい代理店システムの導入開始等、統合に先行した協働に取り組んできました。

今後も社員・代理店等に対する各種研修の実施等、統合に向けての準備を引き続き進めていきます。

経営統合後の新会社について

統合後の新会社は、社名を「AIG損害保険株式会社」とする予定です。世界各国で保険事業を展開しているAIGグループにおいて、国内での対面販売による損害保険事業の基幹会社となる新会社が「AIG」を冠する社名となることで、保険のグローバル・ブランド「AIG」ならではの価値を国内のお客さまに提供してまいります。

新会社は、AIUが69年にわたり外資系損害保険会社として培ってきた専門性や経験・ノウハウと、富士火災の97年にわたる日本市場での豊富な経験、全国ネットワークや経営資源・人材等を融合することで、お客さまのニーズに応え、ご満足いただける商品やサービスをご提供することを目指します。

また、米国の企業向け損害保険市場における最大手であるAIGが得意とする、企業に対する高度なリスク・マネジメント・ソリューションの日本市場への積極展開を図っていきます。さらに、両社の経営資源や将来への投資を一本化することにより、経営の効率化を図ると共に、サービス向上のための基盤整備も可能となります。

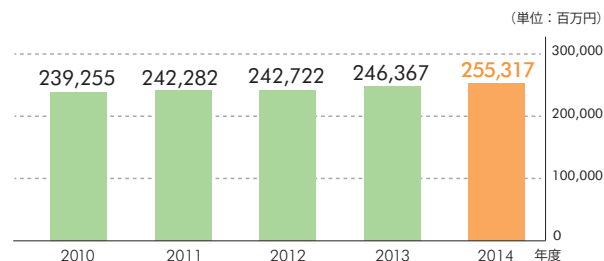
* 当社は2015年5月に、統合予定時期につきまして、従来まで2015年下半年以降(7月以降)とご案内してきたものを、関係当局の認可等を前提に2016年下半年以降(7月以降)に改めたことをご案内しております。

代表的な経営指標

■ 保険料収入の状況

元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

2,553億円



2014年度の元受正味保険料 (含む収入積立保険料) は 2,553億円となりました。全地域事業本部で堅調な業績向上があったことを受けて、前期比3.6%の増収となりました。

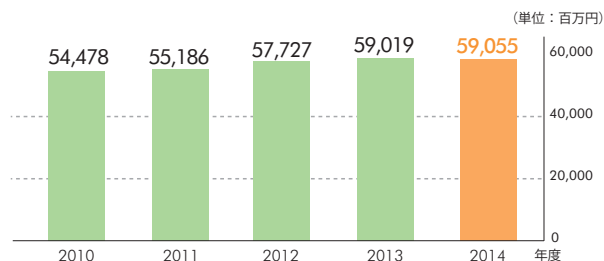
元受正味保険料 (含む収入積立保険料)

元受保険料 (お客さまからいただいた保険料) から解約返戻金等の返戻金を控除したものをいいます。積立型保険については、将来の満期返戻金に充てられる収入積立保険料を含みます。

正味収入保険料

(元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料)

590億円



2014年度の正味収入保険料は 590億円となりました。元受正味保険料と正味収入保険料の差額の多くは、出再に関わる支払再保険料によるものです。当社のリスク集積や異常災害対応等のため、ならびに当社が所属するAIG全体としてのリスク管理等も考慮して、グループ内外の保険会社・再保険会社への出再を行っています。上記に加え、受再保険が減少した影響から、正味収入保険料は微増にとどまりました。

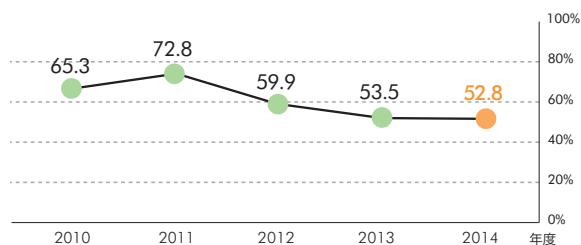
正味収入保険料

元受保険料から収入積立保険料を差し引き、受再正味保険料 (他の保険会社から再保険を受けた際に受け取る保険料) を加え、出再正味保険料 (他の保険会社に再保険を出した際に支払う保険料) を控除したものをいいます。

■ 保険事業に係る主要な比率の状況

正味損害率

52.8%



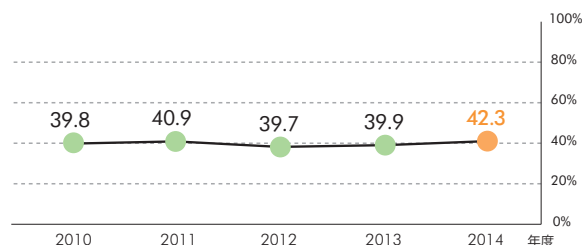
2014年度の正味損害率は 52.8%と、前期比0.7ポイント改善しました。自動車保険や傷害保険を中心に正味支払保険金が前期比4億円減少したことによりです。

正味損害率

正味収入保険料に対する正味支払保険金 (お客さま等にお支払いした保険金) と損害調査費 (当社の損害調査業務に関連する経費) の割合をいいます。

正味事業費率

42.3%



2014年度の正味事業費率は 42.3%と、前期比2.5ポイント上昇しました。主に富士火災との統合プロジェクトにおける戦略的支出が拡大し事業費が増加したことによりです。

正味事業費率

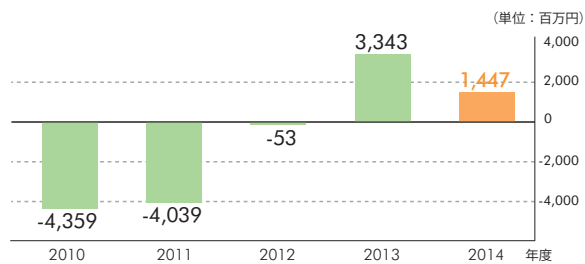
正味収入保険料に対する諸手数料および集金費 (損害保険代理店手数料等募集に要した費用) と保険引受に係る営業費および一般管理費 (当社の運営費用、システム開発費用等) の割合をいいます。

※ 2012年度以前の開示情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における数値・比率を記述しています。

■ 損益の状況

保険引受損益

14億円



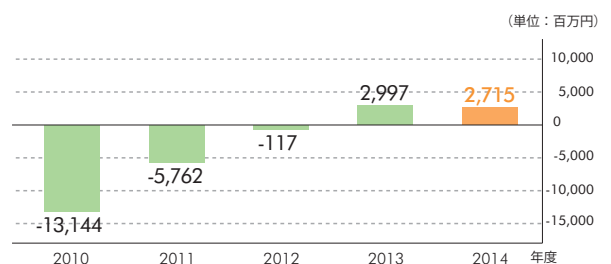
2014年度の保険引受損益は14億円となりました。正味支払保険金は減少したものの、富士火災との統合プロジェクトにおける戦略的支出が拡大し事業費が増加したこと等により、前期比18億円の減益となりました。

保険引受損益

正味収入保険料等の保険引受収益から、正味支払保険金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費および一般管理費等を差し引いたもので、本業における損益を示します。

当期純損益

27億円



2014年度の当期純利益は27億円となりました。保険引受損益は18億円減益したものの、資産運用損益が15億円増益した結果、全体では前期比2億円の減益にとどまりました。これにより、日本法人化後2期連続で黒字を達成しております。

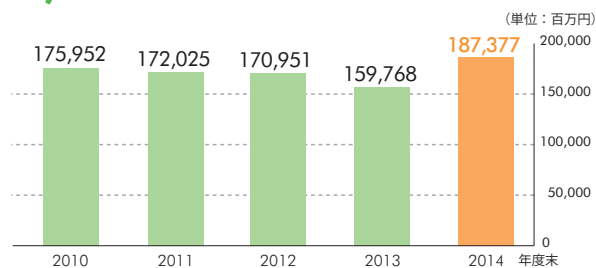
当期純損益

経常損益に、特別損益、法人税および住民税等を加減したものであり、事業年度に発生したすべての要素を反映した最終損益を示すものです。

■ 総資産と支払余力 (ソルベンシー・マージン) の状況

総資産

1,873億円



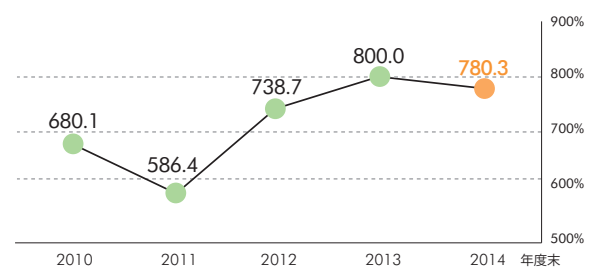
2014年度末の総資産は前年度に比べ276億円増加しました。

総資産

当社が保有する現金、有価証券等のすべての資産の合計額をいいます。

単体ソルベンシー・マージン比率

780.3%



2014年度末の単体ソルベンシー・マージン比率は、巨大災害リスクの増加等の影響により、前年度末比19.7ポイント減少し、780.3%となりました。

ソルベンシー・マージン比率

巨大災害の発生や保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」に対して、「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」です。同比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の一つですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

※2012年度以前の開示情報は、エイアイユー インシュアランス カンパニー日本支店における数値・比率を記述しています。

2014年度のトピックス

当社は、「私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、コンサルティングを通じて、常に最適な解決策を提供いたします」という経営理念のもと、お客さまから信頼され、選ばれる会社を目指して、業務品質の向上、経営基盤やサービス体制の強化を図っています。2014年度も、お客さまからいただいた声を反映させた保険商品の開発等、お客さまの満足度を向上させるために様々な課題に取り組みました。

お客さまのニーズを反映した商品開発

2014年7月

MRP保険の「マネジメント賠償責任拡張担保(2014)特約」を販売

当社は、会社役員賠償責任保険(D&O保険)の上位商品であるマネジメントリスクプロテクション保険(MRP保険)の「マネジメント賠償責任拡張担保(2014)特約」を開発し、販売を開始しました。これはコーポレートガバナンスの一層の充実を図られているお客さまのニーズにお応えすることを目的としたもので、第三者委員会設置費用を補償するほか、社外取締役等の社外役員について、基本契約とは別に、保険金の支払限度額を追加で提供します。

〈主な特長〉

- 不祥事が発生した場合に企業の信頼回復を図るため、第三者委員会の速やかな設置の支援を目的に、企業が第三者委員会を設置した場合に生じた委員に対する報酬、調査に要した費用等を補償します。
- 社外取締役招聘のための環境整備の支援を目的に、基本契約の保険金の支払限度額とは別に、社外取締役等の社外役員については独立した固有の保険金の支払限度額を追加で提供します。

2014年9月

「スマートプロテクト®」に財産に関する補償等を追加

当社は、総合事業者保険「スマートプロテクト®」に「財産に関する補償」を追加しました。これは火災保険の補償に対する中小企業のお客さまのニーズにお応えしたもので、これにより、従来の業務災害、雇用リスク、賠償責任に加えて、財産に関する補償からも必要な補償を自由に組み合わせることが可能となりました。

また、「雇用リスクに関する補償」では、不当な解雇やハラスメントがあったとして申立てを受けた場合に弁護士に相談する費用として、「事業主相談費用等補償」が加わりました。



〈主な特長〉

- 「財産に関する補償」では、事業者が所有・使用・管理する財物が火災、落雷、風災等によって損害を被った場合の補償を基本補償とし、水災危険補償、地震危険補償、屋外設備・装置の補償、休業損失補償等から必要な補償をお選びいただきセットすることが可能です。
- 「事業主相談費用等補償」は、訴訟等に発展する前に弁護士に相談する費用が補償されますので、問題の早期解決をサポートします。

2014年9月

CargoLITE®、CargoLITE EX® への海上保険国内物流保険特約のセットが可能に

当社は、パッケージ型外航貨物海上保険「CargoLITE®」「CargoLITE EX®」に「海上保険国内物流保険特約」(STP特約)をセットすることを可能にしました。これは国内での物流リスクに対するお客さまのニーズにお応えしたもので、これにより、海外輸送中における損害から日本国内での輸送や保管中における損害まで継ぎ目なく補償されることとなります。



また、本特約をセットしたお客さまには、貨物を保管する倉庫等に対するリスクを専門の第三者機関によって調査する、リスクサーベイ(簡易版)のサービスを提供します。

〈STPの特長〉

- 原材料の仕入れから商品の配送まで、国内の様々な物流リスクを総合的に補償します。
- 年間確定保険料で精算作業がないため、手続きが簡素化されます。
- 年間売上高で保険料を算出するため、更改手続きが簡単です。

2015年1月

S&P「日本SME格付け」の取次業務を開始

当社は、公益財団法人全国法人会総連合（以下、全法連）の制度商品として採用されたスタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（以下、S&P）の「日本SME格付け」の取次業務を開始しました。「日本SME格付け」は、グローバルに格付け業務を展開するS&Pと中堅・中小企業データベースを運用する日本リスク・データ・バンク株式会社が共同開発した、未上場の中堅・中小企業専用の信用格付けです。全法連はこの「日本SME格付け」を法人会会員向け制度として導入し、会



員企業向けに取得費用の奨励金制度を制定します。

全法連の損害保険受託会社である当社は、「日本SME格付け」の取次業務を行うと共に、希望する法人会会員企業に無償での「リスク診断プログラム」提供を通じて、法人会会員企業の信用力向上をサポートします。

〈主な特長〉

- S&Pの格付け取得により自社の財務状況等の信用力を客観的に伝えられることから、新規営業や人材採用の場面等で他社との差別化が図れます。
- リスク診断プログラムを受けることで災害や事故等の経営に関わるリスクが顕在化するため、これを保全することにより有事の局面における信用力のアピールが可能となります。

さらに充実したお客さまサービス

2014年8月

J.D. パワー社の自動車保険顧客満足度調査で3部門が2年連続 No.1の評価を受賞

当社は、顧客満足度調査の国際的な専門機関である株式会社 J.D. パワー アジア・パシフィックによる2014年日本自動車保険の顧客満足度調査において、「事故対応満足度調査SM（6年連続 No.1 受賞）」「新規加入満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」「契約者満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」の3部門で2年連続 No.1の評価を受賞し*、「ご契約」から「お支払」まで最高品質の評価をいただきました。



「事故対応満足度調査SM（6年連続 No.1 受賞）」では「事故受付体制」「事故対応担当者」「調査/認定結果」「保険金支払」「修理サービス」「代車/レンタカーサービス」の6つのファクター、「新規加入満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」では「契約内容/契約手続き」「価格」「契約チャネル」の3つのファクター、「契約者満足度調査SM（代理店系保険会社部門）」では「契約内容/契約手続き」「価格」「保険証券」「顧客対応」「事故対応/保険金支払」の5つのファクターにおいて、総合的に高い評価をいただきました。

(※)出典：J.D. パワー アジア・パシフィック 2009～2014年日本自動車保険事故対応満足度調査SM。過去2年以内に保険金請求を行った契約者6,315名の回答結果。2013～2014年日本自動車保険新規加入満足度調査SM。直近の自動車保険（任意保険）が新規（切替含む）であった契約者4,251名の回答結果。2013年～2014年日本自動車保険契約者満足度調査SM。自動車保険（任意保険）契約者5,127名の回答結果。（代理店系保険会社部門）の調査対象は専門代理店や車の販売店などの保険代理店をベースに事業を展開する保険会社。
japan.jdpower.com

2014年11月

UCDAアワード 2014
生命保険・医療保険分野の「請求書・案内一式」部門で「特別賞」を受賞

当社は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会（UCDA）主催の「UCDAアワード 2014」における「生命保険・医療保険分野の請求書・案内一式部門」で、特に優れた取り組みのあった企業に贈られる「特別賞」を受賞しました。これにより、2012年の損害保険 募集ウェブページ部門「情報のわかりやすさ賞」、そして2013年の損害保険 自動車保険金請求書部門「特別賞」に続く、3年連続の受賞となりました。



UCDAでは、企業と生活者の間で行われる情報コミュニケーションの伝達効率を高める研究を行っており、企業や団体が制作する申込書や説明書等の書面がお客さまにとって『見やすく、わかりやすく、伝わりやすい』デザインになっているかを認証する国内唯一の第三者機関です。UCDAアワード 2014では、「情報のわかりやすさ」が、企業・団体と生活者に重要な経済的影響を与えることが社会に認知され始めたことを受け、「情報品質の約束と保証」をテーマとして、コミュニケーションデザインが選考されました。当社の医療保険・保険金請求書は、受賞理由として「機能的で、情報量が少なくすっきりしている。自動車保険との共通化も図られているほか、法人向け保険にもかかわらず非常にわかりやすい帳票となっている」ことが挙げられ、お客さまの立場からわかりやすく記入しやすい書類を目指して取り組んだ結果が高い評価につながりました。

2014年度のCSR活動

当社のCSR活動のテーマは「子どもたち」です。

社会生活の中のリスクと向き合う企業として、将来を担う子どもたちを支援していくことが、当社の企業として果たす責任と考えています。

これからも日本の子どもたち・世界の子どもたちを取り巻く多様なリスクを軽減させると共に、「子どもたちの未来のために」様々なCSR活動に取り組んでいきます。

当社では、当社の社会貢献活動の取組みをわかりやすく報告するため、「AIUの社会貢献活動冊子」を作成し、コミュニケーションツールとして活用しております。

AIU 高校生国際交流プログラム2014 開催

2014年7月、当社は日米の高校生の異文化交流と相互理解を促進する「AIU 高校生国際交流プログラム」(以下、渡米プログラム)「AIU 米国高校生国際交流プログラム」(以下、国内プログラム)を支援しました。

渡米プログラムは2014年に28回目、国内プログラムは21回目を迎え、延べ1,800名を超える高校生が参加しています。2014年の渡米プログラムは7月20日から8月11日まで実施され、日本からの高校生40名が米国内各地への訪問、ホームステイ、米国の高校生との交流を通じて異文化への理解を深めました。国内プログラムは7月21日から8月9日まで実施され、米国の高校生20名が国内各地への訪問、ホームステイを通じて日本の高校生と交流し、日本への理解を深めました。



津波から命を守る「森の長城プロジェクト」に参画

当社は、公益財団法人瓦礫を活かす森の長城プロジェクトが行う植樹事業「森の長城プロジェクト」にCSR活動の一環として参画しました。

これは東日本大震災の被災地沿岸部に、震災で発生した瓦礫と土を混ぜた盛土にシイ等の苗を植樹し、10年をかけて津波から「いのちを守る森や防潮堤」を築く同プロジェクトの主旨に賛同したものです。該当する保険商品に新規加入いただいた企業1社に対して、植樹1本分に該当する寄付を行います。植樹は環境保全のみならず、保険会社として減災、防災を促す重要な活動でもあるため、当社は積極的に活動を推進していきます。

局地的豪雨、台風、火山噴火等の自然災害が近年増加傾向にあることを受け、当社では東北地域の被災地沿岸部のみならず、国内各地で防災につながる活動を展開、支援していきます。



全代連、ドライブイン会と合同で「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」へ寄付

2014年10月、当社はAIU 全国代理店連合会*1(以下、全代連)、AIUドライブイン会*2(以下、ドライブイン会)と共に、「子どもの権利」が実現されている世界を目指す団体「セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」へ総額90万1,800円を寄付しました。全代連では2014年6月1日から7月31日までの2ヶ月にわたり、事故修理のために在庫した車両の台数に応じて同団体への寄付金を積み立てるキャンペーンを実施しました。当社およびドライブイン会もこれに賛同し、合同で寄付を行ったものです。

(※1) 1982年に発足した、AIUのプロ代理店チャネル組織。

(※2) 1993年に発足した、AIUのドライブインサービスの運営を円滑に進めるために組織された指定修理工場の団体。



「第8回いじめ防止標語コンテスト」に協賛

2015年3月、当社は学校教育における「いじめ防止」という課題に取り組む活動である「第8回いじめ防止標語コンテスト」を支援しました。

同コンテストは2007年から毎年開催されており、本年度からは文部科学省からの後援も得て全国の小中学生向けに募集が行われ、約46万件の応募作品の中から審査委員による選考を行い、文部科学大臣賞、全国賞、優秀賞を選出しました。



広島・土砂災害でボランティア活動を実施

2014年8月に広島県で発生した土砂災害からの復興の一助として、同年9月にAIU広島支店長等有志10名が広島市安佐南地区、八木地区で土砂除去作業等のボランティア活動を行いました。

まだ災害の跡が残る中、高齢のご夫婦のお宅等で堆積した土砂をかき出し取り除く作業を実施しました。



2014年度における事業の概況

1 経営方針・経営施策全般

2014年度の世界経済は、全体的には緩やかな成長が続いており、前年度と同程度の成長を確保しています。米国でも景気は回復を続けており、ユーロ圏でも一部に債務問題への対応という課題を抱えながらも景気は持ち直しています。中国でも景気拡大のテンポは緩やかになりつつありますが、拡大傾向は続いています。

日本経済については、消費税増税後の大幅な落ち込みからの回復は小幅に止まったものの、「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」のアベノミクスの「3本の矢」の一体的な推進によって、企業業績が改善されていることや雇用情勢が良好であること等によって、基調的には景気は持ち直しています。

このような状況下において、当社は「お客さまのニーズを把握し、市場への深い理解に基づくマーケットメーカー」となるべく、お客さまのセグメントごとに革新的な商品やサービスを開発し、当社の優れた代理店等の販売チャンネルを通じて提供しております。

当社は、「私たちは、お客さまにかかわるリスクに対し、コンサルティングを通じて、常に最適な解決策を提供いたします」という揺るぎない経営理念のもと、AIGグループの一員としての強みを活かして「世界品質の安心」を提供しております。今後もお客さまに「信頼され、選ばれる保険会社」を目指し、社員一丸となって全力で取り組んでまいります。

また、2013年7月には、グループ会社である富士火災海上

保険株式会社（以下、富士火災）と、関係当局の認可等を前提に、合併による経営統合を行うことを決定しました。当社と富士火災は、2000年の業務提携以来、代理店システムの共同開発、商品の代理販売、人材交流等により関係を強化してまいりました。この経営統合は、AIGグループとしての将来に向けたさらなる相乗効果と成長戦略を追求した結果であり、互いの強みを組み合わせて経営資源の集約を図り、AIGグループが得意とする高度なリスクマネジメント・ソリューションを日本市場において積極的に展開していくことを目指しています。

2014年度の当社の営業成績は、主要商品を中心に対前年実績を上回る一定の成果をあげ、競合他社の平均増収率と同等の結果となりました。当社は今後も、日本におけるAIGグループの中核会社として、真にお客さまの立場で考える損害保険会社となるため、経営基盤を一層強化してまいります。

さらに、当社は、社会生活の中のリスクと向き合う企業として、「将来を担う子どもたち」を支援していくことが企業として果たすべき責任と考えております。当社のCSRのスローガンに「子どもたちの未来のために」を掲げ、様々なCSR活動に取り組んでおります。具体的な活動としては、28年間にわたって日米の高校生の異文化交流を促進している「AIU 高校生国際交流プログラム」の支援、全国の小中学生を対象とした「いじめ防止標語コンテスト」への協賛、「中学生の職場体験プログラム（職場訪問）」の実施・支援等、社会貢献への取り組みを進めております。

2 内部統制

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、「内部統制基本方針」を定め、以下のとおり内部統制システムの構築・運用に取り組んでおります。

内部統制基本方針

1. 業務の適正を確保するための体制
2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
6. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
7. 監査役への報告に関する体制
8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項
9. その他監査役職務が実効的に行われることを確保するための体制

P.22 添付資料（内容と項目まで記載）

3 コンプライアンス（法令等遵守）

当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つと位置づけ、コンプライアンス基本方針を定め、2014年度もその重要性を全従業員に徹底し、日々の業務を遂行しております。

拠点ごとに作成する「コンプライアンス・プログラム」では、各拠点におけるコンプライアンス態勢強化のための具体的な活動計画を策定し、その取り組みをコンプライアンス部門が検

証することにより、PDCA※1サイクルに基づく継続的な改善を図っております。また、「営業店点検」や「監査部監査」等の結果と併せて様々な角度から総合的に検証を行い、健全な業務運営の実現に取り組んでおります。

コンプライアンス研修については、全役職員を対象とした年2回のeラーニングを基礎として、AIGグループでのグローバルトレーニングプログラムにより、世界基準での知識と実務スキルの向上を図っております。また、損害保険募集人に対する

集合研修およびeラーニングを計画的に実施しています。

今後も継続して、お客さまから寄せられた様々なご意見を参考に、よりお客さま目線で当社業務の適切性を考え、お客さまおよび当社の事業遂行に関わるすべての皆さまからの信頼を得られるよう、コンプライアンス態勢の強化に取り組んでまいります。

(※1) PDCAサイクル：ここでいうPDCAサイクルとは、方針の策定(Plan)、規程・組織体制の整備(Do)、評価(Check)、改善(Action)という一連の流れのこと。

4 営業体制・方針

お客さまサービスの向上を目指す施策として、代理店の業務品質の向上を目的とした「ハイクオリティ代理店認定制度」、および代理店がお客さまのニーズに応じた適切なリスクコンサルティングを実践することを目的とした「ラインクラブ認定制度」等の代理店認定制度があります。これらの認定制度の基準に合致する代理店を増やしていくことで、同時に質の高い代理店販売体制の構築も実現していきます。

また将来代理店として独立を目指す最長5年の研修期間となるIS社員※2については全国46拠点体制で、ならびに直販営業職員であるICON社員※3は、東京、大阪、名古屋3拠点10課体

制で、適正な保険募集を基本とする販売体制を整えています。このIS社員、ICON社員の採用においては、資質・適性の備わった社員の採用を重視しています。

さらに、すべての保険募集人のトレーニングについては、お客さまにわかりやすい説明を実践するために、eラーニングを活用し「GoodJobトレーニング」として新商品・改定編、商品知識編、募集品質編、再発防止編等のトレーニングを実施し、つねに保険知識の充実を図っております。

(※2) IS：インディペンデント・ソリシター略。

(※3) ICON：インシュアランス・コンサルタント略。

5 損害サービス

当社は、「洗練されたサービスで、生活・ビジネスに欠かせない存在となる」というビジョンを掲げ、常にサービスの革新を目指し個々のお客さまと真摯に向き合うことで、お客さまへ信頼と安心をお届けできる損害サービス体制の構築を進めています。

2014年2月に発生した記録的な大雪等の自然災害に伴う保険金請求に対しては、即時に対策室を設置し、人員派遣を行う等、お客さまに一日も早く保険金をお支払いし、ご満足いただける業務運営を実施しました。

また、お客さまへ高品質なサービスを常時提供するため、保険金支払担当者を対象とした教育、研修に継続的に取り組んでおります。自動車、傷害、医療、火災、新種等各商品分野に応じた体系的な研修を実施すると共に、電話対応等を通じた高品質なサービスを均質的にお客さまへ提供することを目的とした教育も行っています。

その結果、株式会社J.D. パワー アジア・パシフィックによる「2014年日本自動車保険事故対応満足度調査SM」※4において、2009年から6年連続で第1位を受賞しました。また、例年当社で実施している保険金支払業務のお客さま満足度調査※5では、2013年12月から2014年11月末までの累計で、「満足」または「やや満足」が93.8%というお客さまからの高い評価をいただいております。

地震等の大規模災害時における事業継続体制(BCM)の一環として、保険金のお支払いに関連する書類を電子ファイルによって管理する仕組みにより、大規模災害発生時においても他の拠点から閲覧でき、保険金支払業務を滞りなく継続することが可能な体制を整備しています。これらITを有効に活用した仕組みも積極的に取り入れることで、信頼感のある保険金支払を実現し、お客さまにとっての付加価値を高めてまいります。

さらに、お客さまとの面談等綿密な対応を重視すべき事案、より迅速な保険金支払いを実現すべき事案等、保険金請求事案の分類に基づいた組織体制を導入する等、これまで以上にお客さまのニーズに即した対応の実現に取り組んでおります。

今後も継続して、適時・適切かつお客さまに信頼と安心をお届けできる保険金支払業務の実行、さらなる改善に向けた取り組みを進めてまいります。

(※4) J.D. パワー アジア・パシフィック 2009～2014年日本自動車保険事故対応満足度調査SM：過去2年以内に保険金請求を行った契約者6,315名の回答結果。japan.jdpower.com

(※5) お客さま満足度調査：保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して当社が実施している、損害サービスに関するアンケート(「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階評価)において、有効回答のうち「満足」か「やや満足」とご回答いただいたお客さまの割合。

6 情報システム

当社は、お客さまからさらなる信頼をいただくために、サービスの向上および保険契約の引受け・保険金のお支払いを適正かつ迅速に提供するための様々なシステム開発・保守を実施してまいりました。

商品開発については、中小規模の企業のお客さまの声をもとに開発した商品「スマートプロテクト[®]」の販売を強力にサポートする代理店向けシステム「スマートサクセス[®]」の開発を推進しております。タブレット端末で稼働するスマートサクセス[®]は、ペーパーレス、捺印レス、キャッシュレス収納を実現し、契約手続きの早期化・簡素化につながることから既に多くの損害保険代理店に活用していただいております。2014年9月からは「財産に関する補償」についても追加でご契約が可能となりました。同時に社内においても1,000台を超えるタブレット端末を供給することで、スマートサクセス[®]のトレーニングやタ

ブレット端末のさらなる活用に向けた研究にも積極的に取り組んでいます。

また、新たな事業継続対策の一環としてBYOD^{※6}の試用も推進しています。これはグローバルカンパニーであるAIGグループの強固なセキュリティー基盤と海外での稼働実績を踏まえた上での取組みとなります。

中長期的な取組みとしては、お客さまサービスのさらなる向上と代理店業務の効率化に貢献できるよう新代理店管理システム「AIG CONNECT」の構築を進めており、2015年3月には代理店向けの情報伝達機能を先行してリリースしました。また、富士火災との経営統合に向けたシステム統合の準備を開始し、安定的かつ高品質なITサービスの提供ならびにシステム運用・保守の効率化を推進してまいります。

(※6) BYOD (Bring Your Own Device) : 個人所有デバイスの業務利用。

7 お客さまサービス

当社では、2009年12月に「お客さま中心主義基本方針」を定め、全社員でお客さまサービスの向上を目指し日々の業務を行っています。

当社ではお客さまサービス向上のためには、お客さまの声をお聞きし、商品・サービスの業務に反映させることが特に重要と考えています。そのため、お客さまからお客様相談室、全国の支店・損害サービスセンターおよび当社代理店等にいただいたご意見等は「お客さまの声データベース」に登録し、関係社員が誠実、的確かつ迅速に対応すると共に、お客さまからいただいたご意見等の集計・分析を行い業務改善に活かしています。

データベースに登録されたお客さまの声は、業務品質改善部・商品管理部・お客様相談室で毎日チェックを行い、社内関連部門へ内容を提供します。また、取締役・執行役員を中心としたメンバーで構成するお客様の声検証会議を毎月開催し、登録されたお客さまの声を検証し、会社の業務改善、商品の充実、

サービスの向上に役立てると共に、その内容を毎月経営会議に報告しています。

お客さま中心主義基本方針

私たちは、お客さまの声をしっかり受けとめ、お客さまの立場に立って誠実、迅速に対応するとともに日々の活動に役立ててまいります。

- 私たちはお客さまの声を、感謝の心をもって受けとめます。
- 私たちはお客さまの声を、マネジメントをはじめ社内各部門で共有します。
- 私たちはお客さまの声に、責任をもって対応します。
- 私たちはお客さまの声を、新たな商品・サービスの開発、業務の改善に活かします。

8 資産運用の状況

2014年度は、4月の消費増税や夏期の天候不順等を要因に、個人消費はやや停滞したものの、企業活動は大企業・製造業を中心に業績拡大が続き、海外景気の回復基調や夏場以降の急激な原油価格の下落もあいまって、日本経済は緩やかながらも持ち直しの動きを続けた1年となりました。

金融市場においては、前年度末と比べ、日経平均株価は約30%上昇し、約15年ぶりに1万9,000円台を回復しました。外国為替は120円台までドル高・円安が進行し、約7年ぶりの円安水準となりました。一方、長期金利の指標となる10年国債利回りは、金融緩和継続等を背景に0.3%～0.4%台を中

心とした水準で推移しており、低位安定を保っています。

このような運用環境のもと、当期の利息および配当金収入は、前年度から121百万円増加し、1,409百万円となりました。主因は、外債建債券(為替ヘッジ付)からのインカム収入増加や保有株式の増配等です。また、有価証券売却益は、前年度に比べ1,446百万円増加し、1,454百万円となりました。主因は、好調な株式市場を背景に、株式売却益が増加したこと等によるものです。また、有価証券の評価差額は、好調な株式市場や低金利による債券高を背景に、前年度末に比べ3,953百万円増加し、13,078百万円となりました。

今後も、企業業績の拡大や賃金増加・消費回復等を背景に、景気を持ち直しが継続し、国内外の運用環境も改善が続くものと思われま。よって、リスク管理態勢の一層の充実を図りつつ、機動的・効率的な資産運用を行うため、AIGグループのネットワークを十分に活用し、運用パフォーマンスの向上を図っていくよう努めてまいります。

9 今後対処すべき課題等

2015年度の世界経済は、新興国等の一部に弱さは見受けられるものの、米国経済の緩やかな回復が続き、欧州経済の持ち直しが続くことが期待されています。

日本経済については、政府による各種政策の推進等により、雇用・所得環境が引き続いて改善し、好循環が進展することや堅調な民需による景気回復が見込まれています。

保険業界においても、政府による景気対策や2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けたインフラ整備等、経済活動の活発化が持続することによって今後も市場の拡大が予測されます。

このような状況下、当社は「Create New Value ~ 私たちにしかつけない“世界品質の安心”を。~」をスローガンに、お客さまに信頼される会社、お客さまに選ばれる損害保険会社を目指します。

また、当社と富士火災との経営統合に向けて、競合他社とは大きな「違い」がある保険商品とサービスを提供すると共に、お客さま、市場の視点から始める「アウトサイド・イン」アプローチの徹底を図り、お客さま、代理店、ビジネスパートナー、社員を含むすべてのステークホルダーの最善の利益を追求することにより、企業価値のさらなる向上を目指します。

今後もリスク管理態勢の一層の高度化を図ると共に、保険募集から保険金支払までの一連のプロセスを継続的に見直し、お客さまへの十分な情報提供と意向の確認、さらに適切な説明によるわかりやすい手続きへの改善を行ってまいります。加えて、南海トラフ巨大地震の被害想定や各種災害対策をもとに事業継続計画の見直しや、実動訓練を通して計画を最適化させてまいります。

主要な業務の内容

1 保険の引受け

当社は、全国87の営業拠点および6,882店の代理店を通じ保険商品の販売、引受けを行っています。

営業拠点

87

代理店数

6,882

(2015年3月31日現在)

■ 主な取扱商品一覧

火災保険

- 企業財産保険
- 普通火災保険
- 店舗総合保険
- 地震保険
- ホームライフ総合保険
- リビングサポート保険

海上保険

- 貨物海上保険

運送保険

- インランド・フローター保険

傷害保険

- 普通傷害保険
- 交通事故傷害保険
- 家族傷害保険
- ファミリー交通傷害保険
- こども総合保険
- グループ傷害保険
- 所得補償保険

- 長期傷害保険
- ベーシック傷害保険
- 海外旅行保険
- 国内旅行傷害保険
- 学校旅行総合保険
- 旅行事故対策費用保険
- 旅行特別補償保険

医療保険

- メディカル総合保険
- 終身医療保険

自動車保険

- 総合自動車保険
- 家族総合自動車保険
- 米国軍人・軍属用自動車保険

自賠責保険

- 自動車損害賠償責任保険

パッケージ保険

- 総合事業者保険

賠償責任保険

- 賠償責任保険(企業用)
- 賠償責任保険(個人用)
- 事業総合賠償責任保険
- 環境汚染賠償責任保険
- 会社役員賠償責任保険
- 雇用慣行賠償責任保険
- 業務過誤賠償責任保険
- マネジメントリスクプロテクション保険
- 個人情報漏洩保険
- WorldRisk®

労働者災害補償責任保険

- 労働災害総合保険
- 業務災害総合保険

信用保険

- 取引信用保険
- ポリティカルリスク保険
- 身元信用保険
- 企業包括補償保険

保証保険

- 入札保証保険
- 履行保証保険

保証

- 公共工事履行保証証券

機械保険

- 機械保険
- 組立保険

建設工事保険

- 建設工事保険

動産総合保険

- 動産総合保険
- テナント総合保険
- 事業経営総合保険

費用・利益保険

- 生産物品質保険

2 資産の運用

当社は、保険料として収受した金銭等を、有価証券を中心とした資産で運用を行っています。

3 他の保険会社の保険業に係る業務の代理・事務の代行

当社は、生命保険会社を含む4社(グループ会社である外国保険業者からの受託分を除きます)の保険会社の業務の代理または事務の代行を行っています。

4 国債等の窓口販売業務

行っていません。

1 リスク管理の態勢

(1) リスク管理の基本方針

当社は、2013年4月1日より日本法人として営業を開始しております。経営形態の変更に伴い、透明性・効率性の高い経営体制の構築と事業基盤の強化を実現するために、より強固なリスク管理態勢を構築します。

当社では、全社的なリスク管理に関する基本的な事項を定

めた「リスク管理方針」を制定しています。この方針では、リスク管理の基本スタンス、管理対象リスク、管理態勢、報告等について定めており、この方針に基づき、事業の健全性等を確保することに努めています。

(2) 個別リスク管理について

当社は、様々なリスクを統合的に管理するため、「統合リスク管理委員会」を設置しています。その傘下に、財務の健全性確保を目的とした「フィナンシャルリスク管理委員会」を設置し、また、主なリスク分野ごとに「保険引受リスク」「オペレーショナルリスク」「危機管理・事業継続リスク」の各リスク管理委員会を設け、その対象とするリスクについて、リスク管理方針の策

定、リスク管理のための規程・マニュアルの策定・見直し、リスク管理のノウハウの研究等を行っています。これらのリスク管理を、リスク管理担当執行役員が統括しています。

個々のリスク分野の管理対象リスク、管理方針、手法等については以下のとおりです。

● フィナンシャルリスク

〈管理対象リスク〉

- ①財務リスク
- ②資産運用リスク
- ③資金繰りリスク
- ④その他（資産と負債の総合的管理等）

〈リスク管理方針・手法等〉

将来の財政状態の予測により自己資本等の評価・分析を行っています。また、市場 VaR（バリュー・アット・リスク）等により資産運用リスク量を計測し、自己資本等に与える影響をモニタリングしています。資金繰りリスクについては、キャッシュフロー予測やストレス・テストを用いて管理を行っています。

● 保険引受リスク

〈管理対象リスク〉

- ①一般保険リスク（責任準備金および支払備金にかかわる管理を含む）
- ②自然災害リスク
- ③巨大リスク
- ④再保険リスク

⑤第三分野保険の保険リスク

〈リスク管理方針・手法等〉

管理対象リスクの把握・評価、改善策の立案・実施、モニタリング等のプロセスコントロールを実施することにより、適切にリスク管理を行っています。

● オペレーショナルリスク

〈管理対象リスク〉

- ①事務リスク
- ②保険金支払事務リスク
- ③システムリスク
- ④その他①から③に準じるリスク

〈リスク管理方針・手法等〉

管理対象リスクの把握・評価、改善策の立案・実施、モニタリング等のプロセスコントロールを実施することにより、適切にリスク管理を行っています。

● 危機管理・事業継続リスク

〈管理対象リスク〉

社員の生命または身体に被害を及ぼす、ある

いは事務所建物・什器備品に甚大な被害を与えるような、以下の「大規模災害」等により発生する危機管理・事業継続リスクを対象としています。

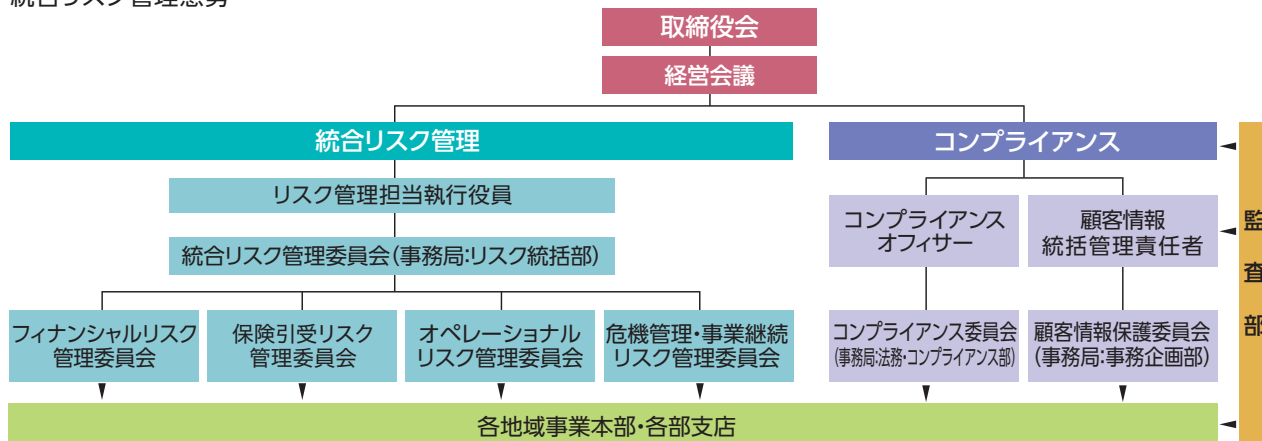
■ 大規模災害

- ①地震、風水害、台風などの自然災害
- ②新型インフルエンザなどの伝染病
- ③火災、ガス爆発
- ④テロ、爆破
- ⑤生化学兵器
- ⑥その他上記①から⑤に類する災害

〈リスク管理方針・手法等〉

事務処理規程・マニュアル等を整備し、大規模災害により当社に関連する損害・損失（人的損失・財産損失・利益損失・賠償損失）・重大な事態が発生した場合に、速やかに危機管理体制を構築し事業継続対応を実施し、かかる損害・損失・重大な事態を極小化するように努めています。

統合リスク管理態勢



(3) 再保険についての方針

再保険とは、保険会社が引き受けた保険契約に基づく保険金支払責任（リスク）の一部または全部を他の保険会社に移転することをいいます。これは、自社のリスクを管理するためにやっているもので、リスクを他社に移転することを出再、他社から引き受けることを受再といえます。

当社では、日本での事業の特性や引受リスクの規模・種類等を勘案し、準備金や自己資本の規模に見合ったリスク管理のため、出再をグループ内外の保険会社・再保険会社との間で行い、事業の安定・拡大を図っています。

さらに、AIGグループ全体としては日本を含む全世界規模でリスクを捉え、自然災害モデルや保険数理的な手法を駆使し、グループとしての財務力に照らしてリスク保有水準を定めると共に、リスクの集積や異常災害等に備える適切な出再を行い、事業の安定強化を図っています。

出再先については、AIGの専門担当部署による審査や外部格付け機関による保険財務力格付け等を参考にして信頼性の高い保険会社・再保険会社に限定することで、安定した再保険カバーの確保と信用リスクの回避・軽減に努めています。

なお、地震や台風等、一災害で多数、広域または広範囲に及び保険契約に損害が生じる場合に備えて、当社では比例再保険や超過額再保険に加えて、適宜超過損害額再保険を手配しています。

これらの再保険の組み合わせによって、想定される巨大災害、たとえば関東大震災規模の地震や伊勢湾台風規模の台風が襲来した場合であっても、お客さまに保険金を確実にお支払いし、健全に事業継続できる態勢になっています。

受再については、基本的に抑制的な方針で臨んでいます。

2 コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

(1) コンプライアンス基本方針

当社は、損害保険事業を通じて広く経済・社会に貢献すると共に、公正・健全かつ透明性の高い事業活動ならびにお客さま目線での適切な業務運営を継続的に実現することを目指します。そのため、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、その重要性を全役職員に徹底し、日々の事業活動を行ってまいります。

(2) コンプライアンスの推進態勢

全社横断的なコンプライアンス態勢の整備と確立を図るため、コンプライアンスオフィサーを配置しています。その傘下にコンプライアンスの一元的管理部門として法務・コンプライアンス部を設置し、具体的施策の立案・実行と進捗状況のモニタリング、取締役会ならびに経営会議への定期的な報告等を通じて、皆さまからの信頼にお応えできるようコンプライアンスの推進・定着を図っています。

また、コンプライアンス関連部門、業務部門の部門長等を構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、事業年度ごとに策定する「コンプライアンス・プログラム」を通じて、保険募集や保険金支払等の業務の適切性の確保に努めています。

お客さまとの接点である全国の各拠点には、社員・損害保険募集人に対するコンプライアンス教育のサポート、コンプライアンスの遵守状況の点検・報告等を担う「コンプライアンスマネージャー」と「コンプライアンス担当者」を配置し、「地区コンプライアンスオフィサー」と共に、それぞれの地域・拠点におけるコンプライアンス態勢の維持・向上に努めています。

(3) コンプライアンス・プログラム

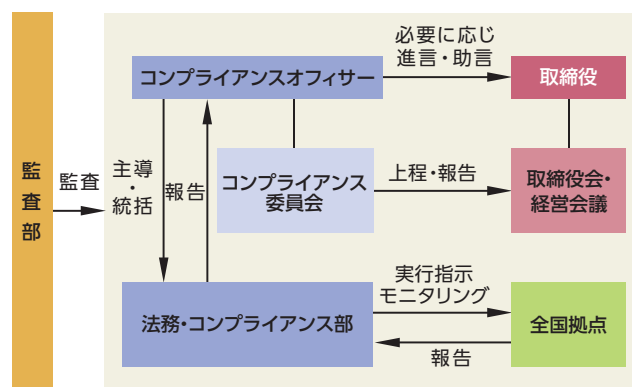
コンプライアンス態勢強化のための具体的施策として、事業年度ごとに全社的な活動計画である「コンプライアンス・プログラム（全社版）」を策定しています。取組状況の確認は四半期ごとに法務・コンプライアンス部により実施され、コンプライアンス委員会への報告と共に、全体の進捗および特に重要な項目に関しては、取締役会ならびに経営会議に定期的に報告されます。

また各拠点における活動計画として「コンプライアンス・プログラム（拠点版）」を作成し、コンプライアンス態勢の醸成に取り組んでいます。

(4) コンプライアンス・マニュアル

社員のコンプライアンス意識の向上、保険業務に関連する各種法令等の理解促進を目的とした「社員用コンプライアンス・マニュアル」、保険募集態勢の強化を目的とした「損害保険代理店のためのコンプライアンス・マニュアル」を作成・配布し、コンプライアンス知識の周知徹底に努めています。

コンプライアンス推進態勢



(5) コンプライアンス教育・研修

コンプライアンス教育・研修は、コンプライアンス意識の向上と醸成に欠くことのできない重点施策として、拠点別集合研修、社内教育システム（eラーニング）による研修等を計画的に役職員ならびに損害保険募集人に対して実施しています。

(6) モニタリング

業務運営状況の適切性の検証は「営業店点検」あるいは「監査部監査」の形で実施されています。さらに法務・コンプライアンス部は、拠点への各種モニタリングを継続して実施し、健全な業務運営を実現する態勢の強化を図っています。

(7) 内部通報制度

当社では、「内部通報の奨励と通報者を保護するための規程」を定め、役職員その他会社の業務にかかわる者が、通報者として内部通報を行ったことにより不利益・不当な待遇等を受けることを防止すると共に、通報の対象となった者に対する適切な取扱いを図っています。

3 利益相反管理基本方針

1. 方針

当社は、保険業法その他の関連法令を遵守し、当社の保険関連業務に関するお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を管理することに努めます。

2. 社内規程等の整備

第1項の目的を達成するために、当社において利益相反管理に関する社内規程、マニュアル等を整備し、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引およびその類型

(1) 管理対象取引

本方針に基づく利益相反管理の対象とする取引とは、当社またはAIGの金融機関等（「グループ内金融機関等」）が行う取引に伴い、当社または当社の子金融機関等が行う保険関連業務に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引をいいます。

(2) 管理対象取引の類型

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下のとおり類型化しています。

- ①お客さまと当社またはグループ内金融機関等との利害が対立する取引
- ②お客さまと当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまとの利害が対立する取引
- ③お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等が利益を得る取引
- ④お客さまとの関係を通じて入手した情報を不当に利用して、当社またはグループ内金融機関等の他のお客さまが利益を得る取引
- ⑤その他お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引

4. 特定方法・管理方法・管理体制

当社では、利益相反のおそれのある取引を以下の方法により特定・管理します。

- (1) 当社は、お客さまとの利益相反を一元的に管理するために利益相反管理統括部署を定めます。
- (2) 当社各部署は、お客さまとの間の取引により取得した情報に照らして、第3項に列挙した類型に該当するおそれがあると判断した場合、直ちに、当社の利益相反管理統括部署に報告します。
- (3) 利益相反管理統括部署は、上記報告を受け、必要に応じて関連部門と協議し、利益相反のおそれのある取引に該当するか否かを判断します。
- (4) 利益相反管理統括部署は、利益相反のおそれのある取引に該当すると判断する場合には、以下に掲げる方法またはその他適切な措置をとります。
 - ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する。
 - ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する。
 - ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する。
 - ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客さまに適切に開示する。

4 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、業務の適切性および健全性を確保するため、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然とした姿

勢で臨み、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、当社ホームページ上 (<http://www.aiu.co.jp/>) で公表しています。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 取引を含めた一切の関係遮断

取引関係（提携して融資取引を実施する場合を含む。）も含め、反社会的勢力とは、一切の関係を持ちません。

反社会的勢力に関する情報の収集に努めるとともに、取引関係の審査を行います。取引後に反社会的勢力と判明した場合には、利益供与とならないよう、必要な措置を講じます。反社会的勢力による不当要求に対しては断固として拒絶します。

2. 組織としての対応

反社会的勢力との関係遮断にあたっては、組織全体として対応し、役員、社員および代理店等の安全を確保します。

3. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、役員、社員および代理店等の不祥事を理由とするものであっても、その事実を隠ぺいするための裏取引や資金提供は一切行いません。

4. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

5. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5 顧客情報保護に関する態勢

皆さまの大切な情報の保護と管理態勢の強化は、社会的要請であるばかりでなく、当社業務遂行の健全性と適切性の確保の観点からも重要であるとの認識から、その強化に努めています。

具体的には、「個人情報の保護に関する法律」および関連するガイドラインを遵守するための諸規程を作成して、役職員にその遵守を徹底しています。また、顧客情報管理の総責任者として「顧客情報統括管理責任者」を任命すると共に、管理体制の整備および推進に関する協議等を行うための機関として「顧客情報保護委員会」を設置し、組織態勢面の強化を図っています。

同委員会では事業年度ごとに個人情報保護計画を策定しています。

- ① 顧客情報保護の重要性を社員および代理店に徹底させるための教育・研修プログラムを一層充実させ継続的に実施する
- ② クレジットカード等の重要個人情報のセキュリティー強化を含むシステム面の安全管理措置の向上を図る
- ③ 点検や監査を実施して内部管理態勢を確立する（代理店、外部委託先を含む）
- ④ 顧客情報の紛失や誤送付等の事案における原因の分析および再発防止策を策定・実行する

なお、顧客情報の保護に関しては「プライバシーポリシー」を定め、当社ホームページ上 (<http://www.aiu.co.jp/>) で公表しています。

※下記ポリシーは、当社が法令等に基づきホームページで公表している内容を一部抜粋して掲載するものです。

■ プライバシーポリシー

AIU損害保険株式会社（以下「当社」という）は、業務上お取り扱いさせていただきお客さまの個人情報を保護することをお約束します。個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令等を遵守して、個人情報を適正に取扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。また、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

1. 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

2. 当社が取得する個人情報の種類

当社は、ご本人の住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態等、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を取得します。

3. 個人情報の第三者への提供

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人情報を第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
- (3) 再保険の手続をする場合
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

4. 個人情報の管理方法

当社は、ご本人の個人情報を正確、最新なものにするよう常に適切な処置を講じます。また、法令等により要請される、組織的、技術的、人的な各安全管理措置を実施し、ご本人の個人情報への不当なアクセス、個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい等を防止するため、万全を尽くします。なお、当社の委託を受けて個人情報を取り扱う会社にも、同様に厳重な管理を行わせています。万一、個人情報に関する事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対応いたします。

5. 個人情報の開示、訂正等、利用停止等

当社は、ご本人の個人情報の開示、訂正等（訂正、追加、削除）、利用停止等（利用停止、中止）のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応します。なお、ご要望にお応えできない場合は、ご本人に理由を説明いたします。これらの具体的な請求手続きについては、下記のお問合せ先までご連絡ください。

6. 個人情報取扱いに関する継続的改善

当社は、個人情報の取扱いに関して定期的に見直し、一層の個人情報保護のために継続的改善に取り組んでまいります。なお、当社の個人情報の取扱いについての「ご質問等は、下記のお問合せ先へご連絡ください。適切に対処いたします。また、プライバシーポリシーの内容に変更が生じた場合には、すみやかにご通知するか当社のホームページ等に掲載し、公表いたします。

個人情報に関するお問合せ先

AIU損害保険株式会社 お客さま情報相談窓口：

〒130-8560東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト
電話 0120-336-112（通話料無料）

9：00～17：00（土日・祝日・年末年始を除く）

なお、ご契約内容、事故、保険金・給付金のご請求については、保険証券に記載の営業店・代理店等にご照会ください。ご本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきます。

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人 外国損害保険協会の対象事業者です。

一般社団法人 外国損害保険協会

ホームページアドレス：<http://www.fnlia.gr.jp>

また、対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を下記にて受け付けております。

一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9：00～17：00（但し、12：00～13：00を除きます）

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

6 内部統制とガバナンス態勢

(1) 内部統制の考え方

当社は、業務運営の有効性・効率性の向上、財務報告の適切性および信頼性の確保、法令等の遵守、資産の保全を目的として、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会にて「内部統制基本方針」を定め、内部統制システムの構築・運用に取り組んでいます。

内部統制基本方針

当社は、会社法に従い、また、当社の保険持株会社でありかつアメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「AIGインク」という。）の日本における地域統括会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社（以下「AIGJH」といい、AIGJHとその子会社を総称して「AIGJHグループ」という。）が定める各種基本方針等に則り、以下のとおり内部統制基本方針を定め、これに基づき、当社の業務の健全かつ適切な運営を確保するための内部統制システムを構築し、運用する。

1. 業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、AIGJHおよび当社が定めた各種基本方針等に則り、業務運営を行う。また、当社は、AIGJHとの間で締結された経営管理契約に従い、AIGJHグループ全体の経営に影響を与える重要事項の決定に際してAIGJHの承認を取得し、また、当社業務の重要事項に係る事前相談および報告をAIGJHに対して行うなどの適切な対応を行う。
- (2) 当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「経理方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、経営の透明性と健全性を確保するため、法令等に定める情報の適切な開示に必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、AIGJHグループに属する会社を含むAIGインクのグループ会社との取引の公正性および健全性を確保するため、「特定関係者間取引規程」を定め、必要な体制を整備する。

2. 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「コンプライアンス基本方針」を定め、当社のすべての取締役、執行役員（以下「取締役等」という。）および使用人は、コンプライアンスの担い手として、当該基本方針および「AIG行動規範」等に従い、高い倫理観をもって、コンプライアンスの推進に取り組み。また、これらの者がコンプライアンスを実践するための手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成するとともに、遵守すべき法令や社内規程等に関する研修を実施し、コンプライアンスを重視する企業文化・理念の徹底を図る。
- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス部門責任者、コンプライアンス統括部門および「コンプライアンス委員会」等の組織・体制を整備する。また、コンプライアンス体制を維持・確立するため、「コンプライアンス・プログラム」等の具体的な活動計画を年度ごとに策定し、定期的に進捗状況を確認する。
- (3) 当社は、保険募集に関する法令等遵守を確保し、適正な保険募集を実現することにより、顧客の保護を図るため、「保険募集管理基本規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、顧客の保護および不祥事件や法令・社内規程違反の未然防止、再発防止等を図るため、不祥事件・社内規程違反の定義・対象・報告ルール等を定めた「不祥事件に関する規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、顧客からの苦情・相談に適切に対処するとともに、迅速かつ適切な保険契約の管理と保険金等支払いを行うため、苦情管理に係る規程類、「保険契約管理基本規程」および「保険金支払管理規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、法令や社内規程等に違反する行為またはそのおそれのある行為への迅速かつ適切な対処を図るため、通常の報告ルートに加え、当社が設置する内部通報窓口およびAIGJHが設置する「AIGジャパンヘルプライン」への通報を可能とする体制を整備する。
- (7) 当社は、顧客情報を保護するとともに、機密情報その他の情報を適切に管理するため、「プライバシーポリシー」、「顧客情報保護基本規程」、「情報管理規程」を定め、必要な体制を整備する。
- (8) 当社は、顧客の利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれのある取引を管理するため、「利益相反管理基本方針」を定め、必要な体制を整備する。
- (9) 当社は、反社会的勢力の不当要求等に対して毅然と対応、拒絶すると

ともに、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、必要な体制を整備する。

- (10) 当社は、内部監査の実効性を確保するため、「内部監査規程」を定め、被監査部門とは独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は、AIGJHが組織する内部監査部門と連携し、効率的かつ実効性のある内部監査を実施するために必要な体制を整備する。内部監査部門は、年度ごとに策定する内部監査方針および内部監査計画に基づき、当社のすべての業務を対象とした内部監査を適切に実施し、必要に応じて対象部署に対して改善を指示するとともに、内部監査結果および改善状況等を定期的に取締役会に報告する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、統合的リスク管理体制を確保するために、「リスク管理方針」および「リスクアペタイト方針」等を定め、リスク管理に必要な体制を整備する。
さらに、将来にわたって、当社が財務の健全性を確保するために、リスクとソルベンシーの自己評価の体制を整備する。
①当社は、当社に内在する各種リスクを把握し、統合的なリスク管理を適切に行うため、リスク管理部門責任者やリスク管理部門を置くなど、組織体制を整備する。
②当社は、「統合リスク管理委員会」を設置し、リスク管理に関わる事項の審議、リスク状況の評価を行い、その活動状況等を踏まえてAIGJHと適宜連携し、適切なリスク管理を行う。
- (2) 当社は、当社が直面する多様なリスクに見合った十分な自己資本を確保するため、「自己資本管理方針」を定め、自己資本に係る基準値を設定するほかリスクとソルベンシーの自己評価を行う自己資本管理を行い、その状況を踏まえてAIGJHと連携し、適切な自己資本管理を行う。
- (3) 当社は、事業の継続を適時、適切に確保するため、危機管理体制に係る規程類等を定め、事業継続計画、危機管理計画、災害対策計画等を策定し、訓練を実施する等、事業継続管理体制を整備するとともに、事業継続管理に関わる教育を行い、周知徹底を図る。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づきAIGJHグループの経営戦略に則って経営計画を策定するとともに、当計画の進捗状況を確認する。
- (2) 当社は、効率的かつ適正な業務執行が行われることを確保するため、「取締役会規則」、「組織規程」および「業務分掌規程」その他社内規程を定め、必要な体制を整備する。
- (3) 当社は、取締役会の決議に基づき、経営会議その他の会議体を設置し、経営上の重要事項や業務執行に関する事項を協議しまたは決議する。
- (4) 当社は、会社業務の適確かつ迅速な執行に資するため、執行役員制度を採用する。
- (5) 当社は、正確かつ強固なITシステムを構築するため、必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、AIGJHグループ全体の成長に向けた行動憲章に基づき、当社の取締役等および使用人が参画する弛まぬ企業文化の変革を推進する。

5. 職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、「文書等管理規程」を定め、取締役会、委員会等、重要な会議の議事録をはじめ、取締役の職務執行に係る重要な文書等を適切に保存し、管理する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役等からの独立性に関する事項および監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場

- 合には、その職務を補助する能力と専門性を有する使用人（以下「監査役補助者」という。）を配置する。
- (2) 監査役補助者の取締役等からの独立性を確保するため、監査役補助者の選任・解任、処遇・人事評価および懲戒処分は、常勤監査役の事前合意を必要とする。
 - (3) 当社は、監査役補助者の業務遂行に係る不当な制約を行わない等、十分に配慮する。
 - (4) 当社は、監査役の前合意なく監査役補助者について実務部門を兼務させない。また、監査役補助者は、監査役補助者としての職務執行の範囲においては、取締役等および使用人の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役等は、法令に定める事項、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況のほか、事業・組織に重大な影響を及ぼす承認事項、内部通報制度における通報状況およびその内容（以下「報告事項等」という。）について監査役に報告する。また、使用人は、報告事項等について監査役に報告することができる。
- (2) 取締役等および使用人は、報告事項等について、AIGJHの監査役に報告することができる。
- (3) 取締役等および使用人は、監査役から報告を求められた場合には速や

- かに対応する。
- (4) 当社は、監査役に前号の報告を行ったことを理由として、これらの方者に対して不利益な取扱いをしない。
 - (5) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、委員会またはその他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - (6) 監査役は、取締役会、経営会議、委員会またはその他の重要な会議の議事録、取締役等および使用人が決裁を行った書類等を、いつでも閲覧することができる。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役職務の執行について生ずる費用または債務は、当社が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、当社が負担する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、監査役職務の執行のために必要な監査環境を整備する。
- (2) 取締役等、使用人および内部監査部門は、監査役から求められた場合には、監査役の監査に協力する。
- (3) 代表取締役および業務執行取締役は、定期的に監査役との間で監査上の重要課題などについて意見を交換し、また、監査役が会計監査人と意見交換を行う機会を確保する。

(2) コーポレートガバナンス態勢

ガバナンス態勢の全体像

当社は、監査役会設置会社として、取締役会を中心とする経営体制を確立しています。2013年4月1日にエイアイユーインシュアランスカンパニー日本支店から日本法人であるAIU損害保険株式会社となり、コーポレートガバナンス態勢の整備・強化を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、積極的に努めてまいります。なお、当社は完全親会社であるAIGジャパン・ホールディングス株式会社との間で経営管理契約を締結し、同社から経営に関する助言等を受けています。

業務監督機能と執行機能との分離

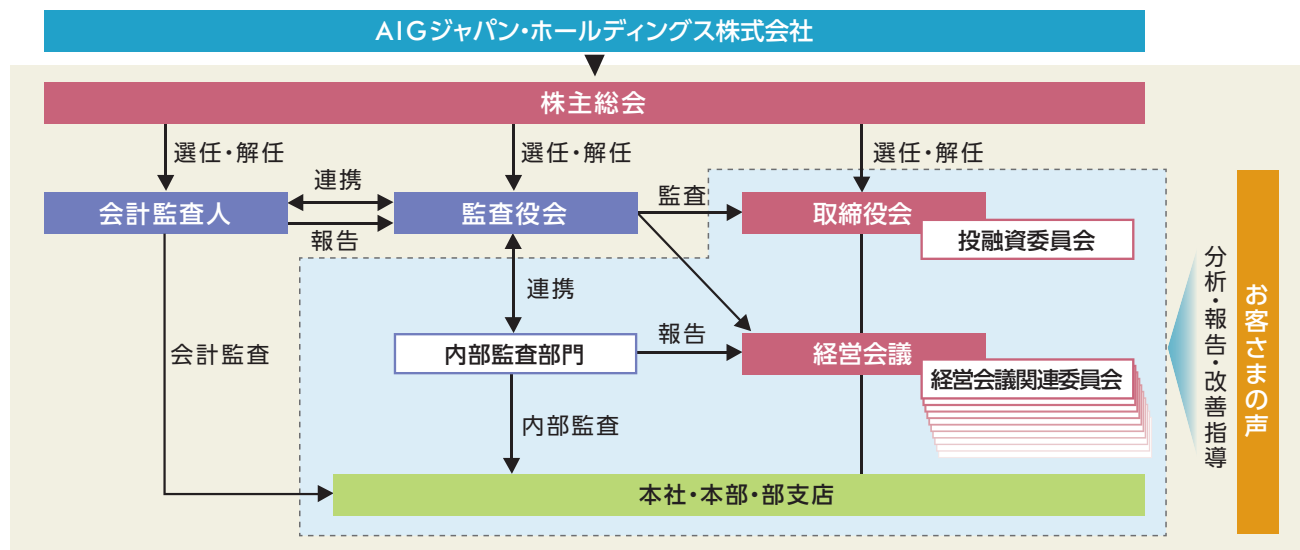
意思決定機関を、経営における最終意思決定ならびに業務監督機能を担う取締役会と、業務執行面の意思決定を担う経営会

議に分離することにより、迅速かつ適正なガバナンス態勢を構築しています。なお、当社は執行役員制度を導入し、経営重要事項の決定および監督を担う取締役会と執行責任を担う執行役員との役割分担の明確化をしております。

取締役会においては、月次で開催し、取締役職務の執行の監督、当社の経営基本方針やその他重要な規程・方針の討議と決定、業務執行におけるリスクの計測・評価・分析状況、重大な内部監査改善計画の進捗、コンプライアンスプログラムの進捗状況、および、業務改善計画等で定められている重大な改善策の進捗・執行状況の確認等の監督を行います。

経営会議は、原則毎週開催し、代表取締役社長および執行役員が取締役会から与えられた権限の範囲内において、事業上の適切かつ迅速な経営の意思決定を行います。

当社におけるコーポレートガバナンス態勢



牽制機能の強化

当社は、業務部門に対する牽制機能強化の一環として、監査・コンプライアンス・リスク管理部門の質・量両面での強化を推進しております。これらの部門は、いずれも業務部門に対する独立性が保たれ、それぞれが独自の役割・視点・手法に基づいて業務の適切性を検証し、取締役会または経営会議への報告を行います。なお、2015年7月現在、監査役3名で構成された監査役会が設置されており、監査役会で制定された監査方針および監査計画に基づき、取締役会およびその他重要委員会・会議等への出席や業務状況の調査を通じて、取締役の職務執行を監査しています。また、会社法・保険業法の定めにより作成すべき計算書類については、会計監査人の監査を受けております。

“お客さまの声”の積極的活用

当社は、契約者や外部有識者の声を積極的に活用することで適切な業務運営を実現していきます。

その一環として、“お客さまの声”を業務改善へ活用できる重要な提案と位置づけ、経営陣を先頭に「お客様の声検証会議」を月次で開催し、指摘された課題の解決に取り組んでいます。

また、保険金支払いにおける業務運営の適切性を検証するため、医療関係従事者・弁護士・大学教授等の有識者を交えた第三者による検証機関として、保険金支払審査会を四半期ごとに開催し、経営会議への報告を行っております。

その他、お客様相談室に「保険金支払い不服お申し出窓口」を設け、相談のあった案件については、毎月開催される「保険金支払検証会議」を通じ、保険金支払管理部門において再審査を行う体制を整備しております。

7 内部監査について

内部監査部門は、すべての部門や業務の中から、リスク・アプローチによりリスクが高い分野やコントロールが不十分な可能性のある分野に優先順位をつけ、本店各部門や地域事業本部、損害サービスセンターに対する業務監査を実施し、全社的なリスク管理プロセスやコンプライアンス態勢の有効性のモニタリングや評価を行っています。内部監査を通じて発見した事項と関連するリスク、および改善策や正措置が記載された監査報告書は、経営陣に対する経営課題の解決に向けた有益な情報として活用されています。

内部監査部門は、代表取締役社長 兼 CEOの直轄組織となっております。

内部監査部門長は、経営会議等のオブザーバーとして、経営執行状況を恒常的にモニタリングしており、経営陣の職務執行状況や監査結果を取締役会、監査役ならびに親会社の内部監査部門長に直接・間接的に報告する仕組みを保持しており、内部監査部門の独立性を確保しています。

内部監査部門では、公認内部監査人(CIA)の資格を取得することをスタッフに奨励すると共に、公認情報システム監査人(CISA)等の資格保有者の配置、内外の研修の積極的な受講等により、内部監査機能の専門性の維持・向上を図り、当社の内部統制の強化に貢献できる態勢の整備に努めています。

8 お客さま満足度向上に向けた取り組み

(1) お客さまの声を把握する取り組みの実施

当社では、お客さまの声を経営に反映させ、お客さまのニーズにマッチした商品やサービスをお届けできるよう取り組んでいます。2014年度は次のような取り組みを行いました。

お客さま満足度調査アンケート

保険金支払業務について通年当社で実施している「お客さま満足度調査」*では、満足度93.8%(2014年11月末までの過去1年間:「満足」「やや満足」の合計)というお客さまの評価をいただきました。また、「やや不満」「不満」という回答をいただいたお客さまに対しては、担当責任者が直接連絡をとり、その原因をお聞きするなど、お客さまの声をサービス内容の充実や社員教育に活かしています。

(※)お客さま満足度調査:保険金をお支払いしたすべてのお客さまに対して当社が実施している、損害サービスに関するアンケート(「満足」「やや満足」「ふつう」「やや不満」「不満」の5段階評価)において、有効回答のうち「満足」が「やや満足」とご回答いただいたお客さまの割合。

お客さまの声(苦情)の把握

お客さまの声を把握する取り組みとしては、ご意見等への対応も大きな役割を果たしています。本社お客様相談室、全国の部支店、損害サービスセンター、代理店等を通じて2014年度に当社に寄せられたお客さまの声は年間4,043件(2014年4月~2015年3月)にのぼりました。これらの声は「お客さまの声データベース」へ登録され、お客様相談室、業務品質改善部、商品管理部および関係社員・部門間で共有して、的確かつ迅速に問題に対応しています。また、お客さまの声は毎月「お客様の声検証会議」の場で分析・管理して再発防止、業務の改善、商品・サービスの改定に役立てると共に、その内容は経営会議に報告されています。

2014年度お客さまの声受付概要 (2014年4月～2015年3月)

保険種目別

自動車保険	1,292
火災保険	942
傷害保険	1,508
その他の保険	224
その他 (保険種目に関係ないもの)	77
合 計	4,043

※ 上記合計件数には、「保険金支払い不服お申し出窓口」へご連絡いただいた9件を含みます。

内容別 (重複あり)

契約募集・保全関係	1,753
保険金支払関係	1,188
接客態度・マナー関係	854
その他	566
合 計	4,361

(2) お客さまの声を踏まえた商品・サービス改善や業務改善について

当社では、お客さまの声を商品・サービスおよび日常業務の改善に役立てています。2014年度には次のような取組みを行いました。

商品・サービスの改善

●電話による募集時の手続き案内レターの改善

利便性の向上

電話により保険のご継続をいただくお客さまには、従来より、手続きの案内レターを送付していましたが、保険料の払込方法に応じて具体的にどのような手続きをしたらよいか分かりにくい表記となっていました。そこで、案内レターを手続きの流れに沿ったフローチャート形式にすることで、お客さまがご希望の保険料払込方法を選択すると、それに応じた必要書類が一目でわかるよう改めました。

●法人契約の場合の捺印ガイドの改善

利便性の向上

法人名義で契約の締結や変更をいただく場合に、従来より、申込書や変更依頼書に法人名・代表者名等を記入し代表者印を捺印いただく際の記入例を用意していましたが、記入例上の書類の名称や変更内容に応じた区分が実際のケースと相違している等、お客さまにわかりにくい内容となっていました。そこで、書類の名称を正確に記載すると共に変更内容の区分を見直し、お客さまが必要とする記入例を確実に探せるよう工夫しました。

●PTA 団体向けパンフレットの事故受付窓口表記の改善

利便性の向上

PTA 団体向けの児童・生徒を対象とした補償制度で提供している、小額の保険金請求時にご利用いただける「簡単支払特急便」のパンフレット上の案内が、通常の事故受付ダイヤルの表記箇所と近かったために、「簡単支払特急便」に電話をしたつもりが違う部署につながったというお声をいただきました。そこで、最新のパンフレットでは、「簡単支払特急便」の説明を通常の事故受付ダイヤルの表記箇所と完全に分離しました。

主な業務の改善

●事故受付ダイヤルの番号選択アナウンス改善

従来は「・・・などの事故のご報告は・・・」というアナウンスであったため、メディカル (病気) の保険金請求をしたいお客さまがどの番号を選択したらよいかかわらず、商品の問合せ番号を選択いただくことになり、電話のかけ直し等をお願いする場合があります。そこで、最初の音声ガイドで「病気」の場合の保険金請求の案内を追加すると共に、番号選択を誤っても次の音声ガイドで再び事故受付センターへ戻れるよう番号選択肢を追加し、「病気」の場合に保険金請求先に的確につながるよう改善しました。

●高齢者への保険募集

2014年6月の一般社団法人日本損害保険協会による「高齢者に対する保険募集のガイドライン」策定を受け、当社独自の「高齢者に対する保険募集マニュアル」を発行し、満70歳以上の契約者と保険契約を締結する際、親族の同席をお願いする等、高齢者の特性に配慮したきめ細かな意向確認、商品説明等を行うべく、募集人向け教育研修を実施しました。

(3) お客さまの声について中立・公正な立場で問題解決する損害保険業界関連の紛争解決機関

①「一般社団法人保険オンブズマン」

当社は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳しくは下記ホームページをご参照ください。

一般社団法人保険オンブズマン

電話：03-5425-7963

受付時間：9:00～17:00（但し、12:00～13:00を除きます）

土日、休日、年末年始等は休みです。

ホームページアドレス：<http://www.hoken-ombs.or.jp/>

「保険オンブズマン」について

一般社団法人保険オンブズマンは、保険の事業者に関する苦情や、お客さまと保険の事業者の間のトラブルを、公正・中立、簡易・迅速に解決することを目的に設立された専門機関です。

法律の規定に基づき、受け付けた苦情について事業者に解決を依頼するなど、適正な解決に努めると共に、当事者間でトラブルを解決できない場合には、消費者相談や法律の専門家等が紛争解決手続きを実施します。

保険オンブズマンが取り扱う苦情やトラブルの範囲は、保険オンブズマンと契約を締結した事業者の業務に関するものに限られます。現在、保険オンブズマンと契約を締結している主な事業者は、外資系損害保険会社と保険仲立人です。

②「一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構」

自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険（自賠責共済）の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険（自賠責共済）の保険金（共済金）の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。詳しくは、同機構のホームページ（<http://www.jibai-adr.or.jp>）をご参照ください。

③「公益財団法人 交通事故紛争処理センター」

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談、和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人 交通事故紛争処理センターがあります。専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。詳しくは、同センターのホームページ（<http://www.icstad.or.jp>）をご参照ください。

CONTENTS

I. 事業の概要

1. 概況	28
2. 保険引受の状況	28
3. 資産運用の状況	33
4. 単体ソルベンシー・マージン比率	34

II. 経理の概況

1. 計算書類	36
2. 資産・負債及び損益の明細	42
3. 有価証券等の時価情報	50
4. 第三分野保険の責任準備金の確認	51
5. その他	51

III. コーポレート・データ

IV. 店舗所在地一覧	58
-------------	----

- 記載された2013年3月31日以前のデータ及び内容はエイアイユー インシュアランスカンパニー（日本支店）、2013年4月1日以降のデータ及び内容はAIU損害保険株式会社に関する保険業の業況及び財産の状況を表しています。
- 金額は、記載単位未満を切り捨てて表示しています。
- 比率（構成比、利回り等）は記載単位未満を四捨五入して表示しています。
- 金額比率の「-」は該当がないことを、「0」は数値が記載単位未満であることを表しています。
- 数字頭部の△は、数値がマイナスであることを表しています。
- 「2014年度」は2014年4月1日から2015年3月31日までの期間を、「2014年度末」は2015年3月31日の時点を各々表しています。
- 「元受正味保険料」は特に異なる注釈がない限り「収入積立保険料」を除いて表示しています。「収入積立保険料」は、積立保険の収入保険料から補償部分の保険料、積立解約返戻金等を控除したものです。

I. 事業の概要

1 概況

主要な経営指標の推移

(単位:百万円)

項目	2010年度(末)	2011年度(末)	2012年度(末)	2013年度(末)	2014年度(末)
元受正味保険料(含む収入積立保険料)	239,255	242,282	242,722	246,367	255,317
正味収入保険料	54,478	55,186	57,727	59,019	59,055
経常収益	62,593	64,821	63,122	61,989	63,506
経常利益(又は経常損失)	△ 5,815	△ 4,297	1,130	4,379	3,551
当期純利益(又は当期純損失)	△ 13,144	△ 5,762	△ 117	2,997	2,715
資本金(2012年度以前は持込資本金)	10,346	10,346	10,346	13,762	13,762
[発行済株式総数]	[- 株]	[- 株]	[- 株]	[11,010株]	[11,010株]
純資産額	10,788	5,092	11,169	23,769	30,026
総資産額	175,952	172,025	170,951	159,768	187,377
積立勘定資産	9,964	6,546	3,333	1,448	1,175
責任準備金残高	87,261	81,450	79,627	70,604	73,070
貸付金残高	68	45	50	22	4,017
有価証券残高	105,365	117,208	116,235	117,948	119,640
単体ソルベンシー・マージン比率(%)	680.1	586.4	738.7	800.0	780.3
配当性向	-	-	-	-	-
従業員数(人)	2,274	2,218	2,150	2,001	2,438

(注) 1. 従業員数は、内務職員のみを表示しています。

2. 「資本金」について、2012年度以前は支社のため「持込資本金」となっています。また、「発行済株式総数」について同様に2012年度以前は支社のため記載すべき事項がありません。

3. 2011年度末以降の単体ソルベンシー・マージン比率は、平成22年内閣府令第23号及び平成23年内閣府令第11号、並びに平成22年金融庁告示第48号、平成23年金融庁告示第24号及び平成24年金融庁告示第33号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映した基準に基づいて算出されており、2010年度末以前の単体ソルベンシー・マージン比率は当該改正内容を反映する前の基準に基づいて算出されています。

4. 「配当性向」について、2012年度以前は支社のため記載すべき事項がありません。

2 保険引受の状況

(1) 元受正味保険料及び正味収入保険料

(単位:百万円)

①元受正味保険料(含む収入積立保険料)

種目	2013年度		2014年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	48,888	19.8	51,205	20.1
海上	5,048	2.1	5,478	2.1
傷害	59,670	24.2	60,151	23.6
自動車	51,822	21.0	51,875	20.3
自動車損害賠償責任	2,971	1.2	2,835	1.1
その他	77,966	31.7	83,770	32.8
(うち賠償責任)	(29,454)	(12.0)	(31,595)	(12.4)
合計	246,367	100.0	255,317	100.0

(注) 元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受保険料 - (元受解約返戻金 + 元受その他返戻金)

②正味収入保険料

種目	2013年度		2014年度	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
火災	1,156	2.0	955	1.6
海上	968	1.6	1,038	1.8
傷害	21,013	35.6	20,450	34.6
自動車	15,377	26.1	15,998	27.1
自動車損害賠償責任	3,729	6.3	3,832	6.5
その他	16,773	28.4	16,781	28.4
(うち賠償責任)	(7,608)	(12.9)	(6,965)	(11.8)
合計	59,019	100.0	59,055	100.0

(注) 正味収入保険料 = 元受正味保険料 + 受再正味保険料 - 支払再保険料

(2) 受再正味保険料及び支払再保険料

(単位：百万円)

① 受再正味保険料

種 目	2013年度	2014年度
火災	430	490
海上	665	772
傷害	1,468	733
自動車	101	96
自動車損害賠償責任	2,915	3,052
その他	1,355	1,427
(うち賠償責任)	(967)	(1,059)
合計	6,937	6,573

(注) 受再正味保険料 = 受再契約に係る収入保険料 - (受再解約返戻金 + 受再その他返戻金)

② 支払再保険料

種 目	2013年度	2014年度
火災	48,164	50,740
海上	4,745	5,212
傷害	40,042	40,441
自動車	36,546	35,973
自動車損害賠償責任	2,157	2,056
その他	62,547	68,407
(うち賠償責任)	(22,813)	(25,690)
合計	194,204	202,831

(注) 支払再保険料 = 出再契約に係る支払保険料 - (再保険返戻金 + その他再保険収入)

(3) 解約返戻金及び保険引受利益

(単位：百万円)

① 解約返戻金

種 目	2013年度	2014年度
火災	1,583	1,736
海上	-	-
傷害	813	787
自動車	512	479
自動車損害賠償責任	132	155
その他	734	490
(うち賠償責任)	(175)	(173)
合計	3,774	3,649

(注) 解約返戻金 = 元受解約返戻金 + 受再解約返戻金 + 積立解約返戻金

② 保険引受利益

種 目	2013年度	2014年度
火災	△ 3,327	△ 4,152
海上	△ 281	△ 229
傷害	5,398	5,045
自動車	640	1,157
自動車損害賠償責任	-	-
その他	913	△ 372
(うち賠償責任)	(1,412)	(788)
合計	3,343	1,447

(注) 保険引受利益 = 保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費士その他収支

(4) 正味支払保険金及び元受正味保険金

(単位:百万円)

① 正味支払保険金

種 目	2013年度	2014年度
火災	743	1,111
海上	343	283
傷害	6,692	6,349
自動車	8,261	7,563
自動車損害賠償責任	2,990	2,886
その他	5,930	6,368
(うち賠償責任)	(2,225)	(2,565)
合計	24,962	24,562

(注) 正味支払保険金 = 支払保険金 (元受正味保険金 + 受再正味保険金) - 回収再保険金

② 元受正味保険金

種 目	2013年度	2014年度
火災	14,404	19,373
海上	1,826	1,086
傷害	27,152	25,026
自動車	27,807	25,490
自動車損害賠償責任	2,448	2,472
その他	29,063	29,280
(うち賠償責任)	(11,776)	(11,946)
合計	102,703	102,729

(注) 元受正味保険金 = 元受保険金 - 元受保険金戻入

(5) 受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

① 受再正味保険金

種 目	2013年度	2014年度
火災	427	166
海上	331	452
傷害	177	10
自動車	93	63
自動車損害賠償責任	2,990	2,886
その他	310	1,316
(うち賠償責任)	(221)	(1,204)
合計	4,330	4,895

(注) 受再正味保険金 = 受再保険に係る支払保険金 - 受再保険金戻入

② 回収再保険金

種 目	2013年度	2014年度
火災	14,088	18,428
海上	1,814	1,254
傷害	20,637	18,687
自動車	19,638	17,989
自動車損害賠償責任	2,448	2,472
その他	23,443	24,229
(うち賠償責任)	(9,771)	(10,584)
合計	82,071	83,062

(注) 回収再保険金 = 出再契約に係る回収保険金 - 再保険金割戻

(6) 契約者配当金

積立保険（貯蓄型保険）では、満期を迎えられたご契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いすると共に、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。（運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0となります。）

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、2014年5月及び2015年5月に満期を迎えられたご契約者にお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

区 分	保険期間	契約者配当金の額	予定の利回り
2014年5月満期	5年	- 円	0.5%
	10年	- 円	0.5%
2015年5月満期	5年	- 円	0.5%
	10年	- 円	0.5%

(注) 2014年5月及び2015年5月に満期を迎えた契約に対してお支払いした契約者配当金の額。
積立普通傷害保険、満期返戻金50万円、一時払いの場合。

(7) 正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2013年度			2014年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	110.5	217.6	328.2	192.4	289.0	481.4
海上	44.3	85.4	129.7	31.7	82.5	114.2
傷害	38.4	36.9	75.3	37.5	36.8	74.2
自動車	71.5	25.1	96.6	62.8	27.9	90.7
自動車損害賠償責任	88.9	28.6	117.5	82.8	29.5	112.3
その他	44.5	44.9	89.4	48.5	49.3	97.9
(うち賠償責任)	(36.2)	(37.2)	(73.4)	(45.4)	(40.2)	(85.6)
合計	53.5	39.9	93.4	52.8	42.3	95.2

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料
2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料
3. 合算率 = 正味損害率 + 正味事業費率

(8) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位：%)

種 目	2013年度			2014年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	61.0	48.3	109.3	47.8	55.3	103.1
海上	37.5	42.7	80.2	30.2	42.2	72.4
傷害	42.0	40.1	82.1	43.5	40.2	83.6
(医療)	(31.4)			(34.3)		
(がん)	(-)			(-)		
(介護)	(-)			(-)		
(その他)	(43.0)			(44.3)		
自動車	55.5	36.5	91.9	52.6	38.0	90.6
その他	40.1	40.7	80.7	48.6	41.4	90.0
(うち賠償責任)	(43.7)	(38.8)	(82.6)	(45.8)	(37.9)	(83.7)
合計	47.2	40.8	88.0	47.5	42.3	89.9

(注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
7. 傷害のうち「医療」には、メディカル総合保険、ライフスタイル・メディカル総合保険、終身医療保険に係る損害率を表示しています。
特約として傷害保険に付帯されている医療給付については、「その他」に含めています。

(9) 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：%)

区 分	2013年度	2014年度
国内契約	99.4	99.3
海外契約	0.6	0.7

(注) 上表は、収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(10) 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5者の割合

	出再を行った再保険者の数	出再保険料のうち上位5者の出再先に集中している割合(%)
2013年度	18 (3)	96.8 (100.0)
2014年度	18 (3)	97.2 (100.0)

- (注) 1. 再保険者の数は、再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象としています。
 2. 上記の再保険者に対する再保険料は、2013年度では99.5%、2014年度では99.5%となっています。
 3. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

(11) 出再保険料の格付ごとの割合

(単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他 (格付なし・不明・BB以下)	合 計
2013年度	98.9 (77.6)	- (-)	1.1 (22.4)	100.0 (100.0)
2014年度	98.9 (71.4)	- (-)	1.1 (28.6)	100.0 (100.0)

- (注) 1. 再保険料ベースで1億円以上出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 2. 格付区分は以下の方法により区分しています。
 ①スタンダード&プアーズ社の格付を使用し、同社の格付がない場合は、A.M.Best社またはFitch社の格付を使用しています。
 ②スタンダード&プアーズ社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ③A.M.Best社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、B++及びB+は「BBB以上」、B以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 ④Fitch社の格付を使用する場合、A-以上は「A以上」、BBB+からBB+までを「BBB以上」、BB以下は「その他(格付なし・不明・BB以下)」に区分しています。
 3. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

(12) 未収再保険金

(単位：百万円)

	2013年度	2014年度
1 年度開始時の未収再保険金	26,172 (1)	13,870 (4)
2 当該年度に回収できる事由が発生した額	78,989 (20)	80,126 (7)
3 当該年度回収等	91,292 (17)	68,033 (10)
4 1+2-3=年度末の未収再保険金	13,870 (4)	25,962 (1)

- (注) 1. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。
 2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。

3 資産運用の状況

(1) 資産運用の概況

(単位:百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
預貯金	8,216	5.1	7,584	4.0
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	117,948	73.8	119,640	63.8
貸付金	22	0.0	4,017	2.1
土地・建物	369	0.2	405	0.2
運用資産計	126,558	79.2	131,646	70.3
総資産	159,768	100.0	187,377	100.0

(2) 利息・配当収入及び運用利回り

(単位:百万円)

区 分	2013年度		2014年度	
	金 額	利回り(%)	金 額	利回り(%)
預貯金	7	0.09	5	0.06
コールローン	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—
有価証券	1,278	1.16	1,375	1.25
貸付金	2	5.06	29	1.10
土地・建物	—	—	—	—
小計	1,287	1.09	1,409	1.17
その他	—	—	—	—
合計	1,287	—	1,409	—

(3) 海外投融資残高及び利回り

(単位:百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末		
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
外貨建	外国公社債	6,258	26.1	6,682	24.0
	外国株式	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	計	6,258	26.1	6,682	24.0
円貨建	非居住者貸付	—	—	—	—
	外国公社債	17,682	73.9	21,171	76.0
	その他	—	—	—	—
	計	17,682	73.9	21,171	76.0
合計	23,941	100.0	27,854	100.0	
海外投融資利回り	1.14%		0.97%		

(注) 海外投融資利回りは、資産運用利回り(実現利回り)を表示しており、預貯金は含んでいません。

4 単体ソルベンシー・マージン比率

(1) 単体ソルベンシー・マージン比率等の状況 (保険会社に係る保険金等の支払能力の充実の状況)

(単位:百万円)

項目	2013年度末	2014年度末
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額	58,030	66,565
資本金又は基金等	16,338	19,285
価格変動準備金	128	170
危険準備金	205	205
異常危険準備金(地震危険準備金を含む)	33,110	35,036
一般貸倒引当金	25	86
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	8,212	11,770
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	10	9
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2}+R_5+R_6$	14,506	17,059
一般保険リスク (R ₁)	6,149	5,998
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	202	200
資産運用リスク (R ₄)	8,698	9,688
経営管理リスク (R ₅)	367	419
巨大災害リスク (R ₆)	3,319	5,074
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率(%) [(A) / (B) × 1/2] × 100	800.0	780.3

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

(2) 単体ソルベンシー・マージン比率とは

1. 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
2. こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(P.34表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:P.34表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(P.34表の(C))です。単体ソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等を図るため、平成23年度末(平成24年3月31日)から算出にかかる法令等が改正されています。
3. 「通常の予測を超える危険」とは、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ① 保険引受上の危険(一般保険リスク)(第三分野保険の保険リスク)
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ② 予定利率上の危険(予定利率リスク)
積立型保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③ 資産運用上の危険(資産運用リスク)
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④ 経営管理上の危険(経営管理リスク)
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③、及び⑤以外のもの
 - ⑤ 巨大災害に係る危険(巨大災害リスク)
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
4. 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、下記の項目の総額です。(該当がある項目のみ表記しています。)
 - ① 資本金又は基金等
資本金に相当する金額、及び剰余金として貸借対照表に計上している金額
 - ② 価格変動準備金
保有する株式等の価格変動による損失の補てんに備えて、保険業法に基づき積み立てた金額
 - ③ 危険準備金
保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて、保険業法に基づき責任準備金として積み立てた金額
 - ④ 異常危険準備金
異常災害による損害のてん補に充てるため、保険業法に基づき責任準備金として積み立てた金額
 - ⑤ 地震危険準備金
地震保険から発生した利益を、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、責任準備金として積み立てた金額
 - ⑥ 一般貸倒引当金
代理店貸、再保険貸等の債権の貸倒損失に備えて引き当てた金額のうち、債務者が特定されないもの
 - ⑦ その他有価証券の評価差額
保有するその他有価証券(保有目的が売買目的あるいは満期保有目的以外の有価証券)の時価評価により生じた評価差額(ただし、評価益の場合は90%を算入)
 - ⑧ その他
上記の剰余金を基礎に、リスク発生時の課税所得の圧縮による税負担の軽減効果(税効果相当額)として算出した金額等
上記のうち、①～⑦は貸借対照表に計上されています。また、⑧については、貸借対照表に計上された金額を基礎として算出しています。
5. ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

II. 経理の概況

II

経理の概況

1 計算書類

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2013年度末 (2014年3月31日現在)	2014年度末 (2015年3月31日現在)	科目	2013年度末 (2014年3月31日現在)	2014年度末 (2015年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	8,218	7,586	保険契約準備金	86,697	88,622
現金	2	2	支払備金	16,093	15,552
預貯金	8,216	7,584	責任準備金	70,604	73,070
有価証券	117,948	119,640	その他負債	33,708	52,054
国債	7,260	6,780	共同保険借	98	73
地方債	7,772	6,365	再保険借	2,946	3,030
社債	58,854	55,250	外国再保険借	16,907	34,102
株式	14,103	15,886	未払法人税等	1,497	384
外国証券	23,941	27,854	預り金	1,302	1,271
その他の証券	6,016	7,503	未払金	5,236	6,392
貸付金	22	4,017	仮受金	4,404	4,724
保険約款貸付	22	17	金融派生商品	424	1,160
一般貸付	—	4,000	資産除去債務	890	914
有形固定資産	829	823	退職給付引当金	12,899	13,457
無形固定資産	2,593	9,994	役員退職慰労引当金	115	144
その他資産	30,238	45,500	賞与引当金	755	546
未収保険料	269	783	価格変動準備金	128	170
代理店貸	7,074	9,780	繰延税金負債	1,694	2,352
共同保険貸	88	167	負債の部合計	135,999	157,350
再保険貸	962	938	(純資産の部)		
外国再保険貸	13,886	26,097	資本金	13,762	13,762
未収金	2,373	2,213	資本剰余金	—	10
未収収益	293	291	利益剰余金	2,576	5,513
預託金	1,521	1,501	その他利益剰余金	2,576	5,513
仮払金	3,461	3,391	繰越利益剰余金	2,576	5,513
金融派生商品	—	47	株主資本合計	16,338	19,285
その他の資産	306	288	その他有価証券評価差額金	7,430	10,741
貸倒引当金	△ 83	△ 185	評価・換算差額等合計	7,430	10,741
			純資産の部合計	23,769	30,026
資産の部合計	159,768	187,377	負債及び純資産の部合計	159,768	187,377

(注記)

- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - 満期保有目的の債券の評価は、償却原価法により行っています。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は移動平均法に基づく原価法により行っています。
- デリバティブ取引の評価は時価法により行っています。
- 有形固定資産の減価償却は定額法により行っています。

(会計方針の変更)

従来、当社は、有形固定資産の減価償却方法について定率法を採用していましたが、当事業年度より定額法に変更しています。当社が属するAIGグループではグループ内の業務や拠点の統合を進めている中、システムや有形固定資産への大規模な投資が見込まれています。これを契機に、国内AIGグループとの会計処理の統一を目的として、当社でも有形固定資産の使用状況を見直した結果、経済的便益がその耐用年数にわたって平均的に消費されると見込まれるため、定額法がより適切に期間損益を反映させると判断しました。この結果、従来の方法と比べて、経常利益及び税引前当期純利益が123百万円増加しています。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しています。
- 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てています。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を引き当てています。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した部署が査定結果を検証しており、統合リスク管理委員会による審議を経た後、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の

- 年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際事業年度から費用処理することとしています。
- (会計方針の変更)
- 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)&「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しました。退職給付見込額の期間帰属方法は、期間定額基準を採用していましたが、給付算定式基準へ変更しています。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過措置に準じて従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。この結果、期首の退職給付引当金が97百万円減少し、利益剰余金が同額増加しています。なお、当事業年度の経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微です。
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備え、内部規程に基づく当事業年度末未支給額を計上しています。
 - 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
 - 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
 - 重要なヘッジ会計の方法
 - ヘッジ会計の方法

外貨建債券の為替変動リスクのヘッジについては、時価ヘッジを採用しています。
 - ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 外貨建債券
 - ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスクをヘッジしています。
 - ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動の累計を比較する方法により行っています。
 - 消費税等の会計処理は税抜方式により行っています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費の費用は税込方式により行っています。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当社は、保険引受により収受した保険料を原資に、適切なリスク管理のもと資産運用を行っています。運用資産は、将来の保険金や満期戻戻金、解約戻戻金等の保険契約に係る負債の支払いに備えるため、資産・負債の総合管理(ALM)の高度化を進めるなど、負債特性を考慮した運用を行っています。同時に、大規模災害等に備えるため一定の流動性を維持しつつ、運用資産の分散を図ることにより、資産運用収益の安定的拡大及び保有資産の安全性確保に努めています。
 - 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融商品は、主に公社債、株式、外国証券を含む有価証券であり、その他に貸付金があります。資産運用に関するリスクは、金利、為替、株値等の市場変動

に伴う市場リスク、与信先の債務不履行等により損失を被る信用リスク、市場の混乱等により不利な条件での資産売却を余儀なくされることにより損失を被る流動性リスクがあります。これらのリスクに対するヘッジを目的として、有価証券投資の一部は、為替予約取引を利用しており、ヘッジ会計を適用しています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

資産の運用にあたっては、「資産運用基準」を定め、資産運用部門はそれに従って投融資を実施し、あわせて、投融資委員会を設置し、適正な投融資となるよう審議・検討する体制を作っています。更に、金融商品を含む資産運用リスクについては、当社では、「リスク管理方針」等のもと、「資産運用リスク管理規程」を作成し、それに従って資産運用リスクを管理しています。「資産運用リスク管理規程」では、金利変動リスク、価格変動リスク・為替変動リスク等、リスクを分類し、それぞれにモニタリング方法を定めています。リスク管理部門は、規程に定められたそれぞれの方法により資産運用の各リスクをモニタリングし、定期的に統合リスク管理委員会等に報告しています。各リスクのモニタリングは、バリュア・アット・リスクの計測手法などにより、計量化し把握するよう努めています。加えて、通常の市場変化を超える環境への想定とし、ストレステストを実施し、ストレス下のリスク量を把握するよう行っています。

- 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれていません((注2)参照)。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1)現金及び預貯金	7,586	7,586	-
(2)有価証券			
①満期保有目的の債券	6,977	7,130	152
②その他有価証券	110,650	110,650	-
(3)貸付金	4,017	4,017	-
資産計	129,231	129,384	152
デリバティブ取引(※)			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
②ヘッジ会計が適用されているもの	△1,113	△1,113	-
デリバティブ取引計	△1,113	△1,113	-

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しています。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しています。

(注1)金融商品の時価の算定方法

- 現金及び預貯金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- 有価証券

株式の時価は取引所の価格によります。

す。債券の時価は日本証券業協会の公表する公社債店頭売買参考統計値表に表示される価格又は情報ベンダーから提示された価格、もしくは取引金融機関から提示された価格等によっています。また、投資信託の時価は取引所の価格又は公表されている基準価格、もしくは取引金融機関等から提示された価格によっています。

(3) 貸付金
時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) デリバティブ取引
①ヘッジ会計が適用されていないもの該当事項はありません。
②ヘッジ会計が適用されているもの為替予約取引の時価の算定には、先物為替相場を使用しています。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり、「(2) 有価証券②その他有価証券」には含まれていません。

区分	貸借対照表計上額 (百万円)
①株式(※)	577
②その他の証券(※)	1,434
合計	2,012

(※) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としていません。

16. (1) 貸付金のうち、破綻先債権及び延滞債権はありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(2) 貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権はありません。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権はありません。

なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

17. 有形固定資産の減価償却累計額は3,828百万円です。

18. その他の無形固定資産のうち主なものはソフトウェア仮勘定8,515百万円です。

19. 関係会社に対する金銭債権総額は140百万円、金銭債務総額は446百万円です。

20. 繰延税金資産の総額は17,680百万円、繰延税金負債の総額は2,352百万円です。また、繰延税金資産から評価性引当額として控除した額は17,680百万円です。繰延税金資産の発生主な原因別の内訳は、責任準備金9,651百万円、退職給付引当金3,873百万円、有価証券評価損1,369百万円及び支払備金354百万円等です。繰延税金負債の発生

主な原因はその他有価証券評価差額金2,337百万円です。

(法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げが行われることになりました。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.7%から28.8%となります。この税率変更により、繰延税金負債は156百万円減少しています。なお、当事業年度の当期純利益への影響は軽微です。

21. 担保に供している資産は、有価証券2,388百万円です。

22. 支払備金の内訳は以下のとおりです。
支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる金額を除く) 83,333百万円
同上に係る出再支払備金 68,987百万円
差引(イ) 14,345百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ) 1,206百万円
計(イ+ロ) 15,552百万円

23. 責任準備金の内訳は以下のとおりです。
普通責任準備金(出再責任準備金控除前) 211,832百万円
同上に係る出再責任準備金 180,585百万円
差引(イ) 31,246百万円
その他の責任準備金(ロ) 41,823百万円
計(イ+ロ) 73,070百万円

24. 1株当たりの純資産額は2,727,247円85銭です。算定上の基礎である純資産の部の合計額から控除する金額はありません。普通株式の当事業年度末株式数は10,010株、普通株式と同等の株式数は1,000株です。

25. 退職給付に関する事項は以下のとおりです。

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
期首における退職給付債務 36,635百万円
会計方針の変更による累積的影響額 △97百万円
会計方針の変更を反映した期首における退職給付債務 36,538百万円
勤務費用 1,492百万円
利息費用 639百万円
数理計算上の差異の当期発生額 4,825百万円
退職給付の支払額 △1,028百万円
期末における退職給付債務 42,467百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
期首における年金資産 21,763百万円
期待運用収益 326百万円
数理計算上の差異の当期発生額 3,522百万円
事業主からの拠出額 1,723百万円
退職給付の支払額 △883百万円
期末における年金資産 26,452百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
積立制度
退職給付債務 37,707百万円
年金資産 △26,452百万円
未認識数理計算上の差異 △1,817百万円
9,438百万円

非積立制度
退職給付債務 4,760百万円
未認識数理計算上の差異 △629百万円
未認識過去勤務費用 △111百万円
4,019百万円

貸借対照表に計上された負債と資産の純額 13,457百万円

(4) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	49%
株式	45%
現金及び預金	0%
その他	6%
合計	100%

(5) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の率を考慮しています。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項
期末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 1.00%
長期期待運用収益率 2.00%

26. 当社は、平成26年1月22日開催の臨時株主総会においてAIGクレイム・ソリューション・ジャパン株式会社を吸収合併することを決議し、合併契約締結後、平成26年4月1日付で合併しました。

(1) 合併消滅会社の名称及び合併消滅会社の事業の内容、合併の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

①合併消滅会社の名称及び合併消滅会社の事業の内容
名称
AIGクレイム・ソリューション・ジャパン株式会社(以下、ACSJ社)

合併消滅会社の事業の内容
損害保険及び生命保険に関する一切のコンサルティング業務、並びに、労働者派遣事業

②企業結合日
平成26年4月1日

③合併の法的形式
当社を存続会社とする吸収合併方式で、ACSJ社は解散により消滅しました。

なお、存続会社である当社と消滅会社であるACSJ社は、共通の完全親会社を有することから、合併に際して株式の割当その他の対価の交付は行いません。

④取引の目的を含む取引の概要
日本におけるAIGグループカンパニーズのパフォーマンス態勢の整備・強化と事業再編の一環として実施されたものです。

(2) 企業結合日に受入れた資産の額及び負債の額
①資産の総額 380百万円
②負債の総額 245百万円

(3) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)並びに「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行いました。

27. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2) 損益計算書

(単位：百万円) (注記)

科目	2013年度 (2013年4月1日から 2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月1日から 2015年3月31日まで)
経常収益	61,989	63,506
保険引受収益	60,153	59,979
正味収入保険料	59,019	59,055
収入積立保険料	81	3
積立保険料等運用益	179	284
支払備金戻入額	158	540
責任準備金戻入額	488	—
為替差益	221	69
その他保険引受収益	5	25
資産運用収益	1,116	2,581
利息及び配当金収入	1,287	1,409
有価証券売却益	7	1,454
有価証券償還益	0	0
その他運用収益	0	0
積立保険料等運用益振替	△ 179	△ 284
その他経常収益	718	945
経常費用	57,609	59,954
保険引受費用	11,312	12,215
正味支払保険金	24,962	24,562
損害調査費	6,604	6,636
諸手数料及び集金費	△ 22,280	△ 21,781
満期返戻金	2,008	318
契約者配当金	2	0
責任準備金繰入額	—	2,465
その他保険引受費用	15	12
資産運用費用	126	76
有価証券売却損	9	0
有価証券評価損	19	—
有価証券償還損	4	1
金融派生商品費用	55	63
為替差損	37	10
営業費及び一般管理費	46,001	46,975
その他経常費用	168	688
支払利息	16	19
貸倒引当金繰入額	—	103
貸倒損失	—	1
その他の経常費用	152	563
経常利益	4,379	3,551
特別利益	—	—
特別損失	125	45
固定資産処分損	77	2
減損損失	0	—
価格変動準備金繰入額	47	42
税引前当期純利益	4,254	3,506
法人税及び住民税	1,256	745
法人税等調整額	—	45
法人税等合計	1,256	790
当期純利益	2,997	2,715

経常損益の部

特別損益の部

1. 関係会社との取引による費用総額は 1,245 百万円です。
2. (1) 正味収入保険料の内訳は以下のとおりです。
収入保険料 261,887 百万円
支払再保険料 202,831 百万円
差引 59,055 百万円
(2) 正味支払保険金の内訳は以下のとおりです。
支払保険金 107,625 百万円
回収再保険金 83,062 百万円
差引 24,562 百万円
(3) 諸手数料及び集金費の内訳は以下のとおりです。
支払諸手数料及び集金費 55,958 百万円
出再保険手数料 77,740 百万円
差引 △ 21,781 百万円
(4) 支払備金戻入額 (△は繰入額)の内訳は以下のとおりです。
支払備金戻入額
(出再支払備金控除前、
(ロ)に掲げる金額を除く) △ 4,250 百万円
同上に係る出再支払
備金戻入額 △ 4,837 百万円
差引(イ) 586 百万円
地震保険及び自動車損害賠償
責任保険に係る
支払備金戻入額 (ロ) △ 46 百万円
計 (イ+ロ) 540 百万円
(5) 責任準備金繰入額(△は戻入額)の内訳は以下のとおりです。
普通責任準備金繰入額
(出再責任準備金控除前) 11,616 百万円
同上に係る出再責任
準備金繰入額 10,926 百万円
差引(イ) 690 百万円
その他の責任
準備金繰入額 (ロ) 1,774 百万円
計 (イ+ロ) 2,465 百万円
(6) 利息及び配当金収入の内訳は以下のとおりです。
預貯金利息 5 百万円
有価証券利息・配当金 1,375 百万円
貸付金利息 29 百万円
計 1,409 百万円
3. 金融派生商品費用中の評価損益は 689 百万円の損です。
4. 1株当たりの当期純利益は 246,641 円 37 銭です。算定上の基礎である当期純利益は 2,715 百万円であり普通株式及び普通株式と同等の株式に係るものです。また、普通株式の期中平均株式数は 10,010 株、普通株式と同等の株式の期中平均株式数は 1,000 株です。
5. 損害調査費、営業費及び一般管理費として計上した退職給付費用は 2,523 百万円であり、その内訳は以下のとおりです。
勤務費用 1,492 百万円
利息費用 639 百万円
期待運用収益 △ 326 百万円
数理計算上の差異の費用処理額 652 百万円
過去勤務費用の費用処理額 66 百万円
計 2,523 百万円
6. 当期における法定実効税率は 30.7%、税効果適用後の法人税等

の負担率は 22.5% であり、この差異の主要な内訳は経営指導料受贈益の益金不算入による △ 17.4%、交際費等損金不算入による 6.6% 及び法人住民税均等割等による 2.8% 等です。

7. 関連当事者との取引については以下のとおりです。
(1) 親会社及び法人主要株主等該当事項はありません。
(2) 関連会社等該当事項はありません。
(3) 兄弟会社等
種類：親会社の子会社
会社等の名称：ナショナルユニオン
議決権等の所有(被所有)の割合：なし
関連当事者との関係：なし

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
出再取引			
保険料	125,585	外国再保険貸	16,774
保険金	52,799	外国再保険借	22,747
手数料	50,495		

種類：親会社の子会社
会社等の名称：アメリカン インター
ナショナル リインシュアランス カン
パニー
議決権等の所有(被所有)の割合：なし
関連当事者との関係：なし

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
出再取引			
保険料	59,155	外国再保険貸	8,191
保険金	24,661	外国再保険借	9,438
手数料	24,438		

種類：親会社の子会社
会社等の名称：AIG ビジネス・パー
トナース株式会社
議決権等の所有(被所有)の割合：なし
関連当事者との関係：当社資金
の貸付

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
資金の貸付(純額)	4,000	貸付金	4,000
受取利息	28	未収金	8

取引条件及び取引条件の決定方針等
(注) 出再取引については、市場実
勢を勘案して双方が希望条件を提
示し、取引条件交渉の上で決定し
ています。
資金貸付については、市場金利を
勘案して合理的に決定しています。
(4) 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	2013年度 (2013年4月1日から2014年3月31日まで)	2014年度 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益(△は損失)	4,254	3,506
減価償却費	495	509
減損損失	0	—
支払備金の増減額(△は減少)	△ 158	△ 540
責任準備金の増減額(△は減少)	△ 488	2,465
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 68	101
退職給付引当金の増減額(△は減少)	379	655
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	11	29
賞与引当金の増減額(△は減少)	211	△ 248
価格変動準備金の増減額(△は減少)	47	42
利息及び配当金収入	△ 1,287	△ 1,409
有価証券関係損益(△は益)	25	△ 1,453
金融派生商品関係損益	55	63
支払利息	16	19
為替差損益(△は益)	△ 184	△ 58
有形固定資産関係損益(△は益)	77	2
その他資産(除く投資活動関連・ 財務活動関連)の増減額(△は増加)	14,966	△ 14,981
その他負債(除く投資活動関連・ 財務活動関連)の増減額(△は減少)	△ 17,482	18,394
その他	△ 27	△ 30
小計	844	7,067
利息及び配当金の受取額	1,338	1,750
利息の支払額	△ 16	△ 19
法人税等の支払額	△ 45	△ 1,724
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,121	7,073
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預け入れによる支出	△ 2,050	—
定期預金の払戻による収入	—	2,040
有価証券の取得による支出	△ 42,510	△ 21,240
有価証券の売却・償還による収入	41,769	25,243
貸付金の純増減額(△は増加)	27	△ 3,994
資産運用活動計	△ 2,763	2,048
(営業活動及び資産運用活動計)	(△ 642)	(9,122)
有形固定資産の取得による支出	△ 328	△ 160
有形固定資産の売却による収入	—	0
無形固定資産の取得による支出	△ 1,461	△ 7,694
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,554	△ 5,806
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額	21	37
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△ 2,411	1,304
現金及び現金同等物期首残高	1,004	6,168
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	103
包括移転契約による現金及び現金同等物の増加額	7,575	—
現金及び現金同等物期末残高	6,168	7,576

(注記)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりです。
現金及び預貯金 7,586 百万円
預入期間が3ヶ月を
超える定期預金 △ 10 百万円
現金及び現金同等物 7,576 百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 当事業年度に合併した AIG クレイム・ソリューション・ジャパン株式会社から引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりです。
また、合併により増加した資本剰余金は 10 百万円です。
現金及び現金同等物 103 百万円
未収金 198 百万円
その他 78 百万円
資産合計 380 百万円
未払金 △ 100 百万円
その他 △ 144 百万円
負債合計 △ 245 百万円
- 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(4) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

2013年度							
区 分	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	1,001	—	△421	579	—	—	579
当期変動額							
包括移転契約による増加	12,761	—	—	12,761	—	—	12,761
当期純利益	—	—	2,997	2,997	—	—	2,997
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	7,430	7,430	7,430
当期変動額合計	12,761	—	2,997	15,758	7,430	7,430	23,189
当期末残高	13,762	—	2,576	16,338	7,430	7,430	23,769
2014年度							
区 分	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主 資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	評価・ 換算差額等 合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	13,762	—	2,576	16,338	7,430	7,430	23,769
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	97	97	—	—	97
会計方針の変更を反映した 当期首残高	13,762	—	2,673	16,435	7,430	7,430	23,866
当期変動額							
合併による増加	—	10	124	134	—	—	134
当期純利益	—	—	2,715	2,715	—	—	2,715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	3,310	3,310	3,310
当期変動額合計	—	10	2,840	2,850	3,310	3,310	6,160
当期末残高	13,762	10	5,513	19,285	10,741	10,741	30,026

2 資産・負債及び損益の明細

(1) 商品有価証券の平均残高及び売買高

該当はありません。

(2) 保有有価証券の種類別残高及び構成比

(単位：百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国債	7,260	6.2	6,780	5.6
地方債	7,772	6.6	6,365	5.3
社債	58,854	49.9	55,250	46.2
株式	14,103	12.0	15,886	13.3
外国証券	23,941	20.3	27,854	23.3
その他の証券	6,016	5.1	7,503	6.3
合計	117,948	100.0	119,640	100.0

(3) 保有有価証券利回り

(単位：%)

区 分	2013年度	2014年度
公社債	0.71	0.81
株式	2.61	2.91
外国証券	1.29	1.17
その他の証券	6.00	6.05
合計	1.16	1.25

(4) 保有有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	2013年度末							2014年度末						
	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計	1年 以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計
国債	3,000	1,011	40	2,594	613	—	7,260	—	1,505	2,470	149	625	2,028	6,780
地方債	404	2,319	—	3,563	1,486	—	7,772	1,312	—	742	4,310	—	—	6,365
社債	8,652	15,913	9,951	15,555	5,161	3,620	58,854	11,556	8,441	14,561	9,227	2,913	8,549	55,250
株式						14,103	14,103						15,886	15,886
外国証券	3,211	7,588	9,519	988	—	2,632	23,941	3,917	10,232	11,783	—	—	1,919	27,854
公社債	3,211	7,588	9,519	988	—	2,632	23,941	3,917	10,232	11,783	—	—	1,919	27,854
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—	—	6,016	6,016	—	—	—	—	—	7,503	7,503
合計	15,268	26,832	19,511	22,701	7,261	26,372	117,948	16,786	20,180	29,558	13,687	3,538	35,887	119,640

(5) 保有株式の業種別残高

(単位：百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末		
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)	
製造業	食料品	—	—	—	
	繊維製品	—	—	—	
	パルプ・紙	—	—	—	
	化学	358	2.5	402	2.5
	医薬品	—	—	—	—
	石油・石炭製品	—	—	—	—
	ゴム製品	—	—	—	—
	ガラス・土石製品	—	—	—	—
	鉄鋼	—	—	—	—
	非鉄金属	—	—	—	—
	金属製品	226	1.6	250	1.6
	機械	79	0.6	70	0.4
	電気機器	351	2.5	367	2.3
	輸送用機器	—	—	—	—
	精密機器	—	—	—	—
	その他製品	15	0.1	—	—
	小計	1,030	7.3	1,090	6.9
非製造業	水産・農林業	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—
	建設業	369	2.6	440	2.8
	電気・ガス業	0	0.0	—	—
	陸運業	562	4.0	743	4.7
	海運業	—	—	—	—
	空運業	—	—	—	—
	倉庫・運輸関連業	229	1.6	270	1.7
	情報・通信業	—	—	—	—
	卸売業	1,228	8.7	1,506	9.5
	小売業	48	0.3	62	0.4
	銀行業	—	—	—	—
	証券・商品先物取引業	509	3.6	573	3.6
	保険業	7,394	52.4	9,932	62.5
	その他金融業	361	2.6	424	2.7
	不動産業	332	2.4	338	2.1
	サービス業	2,036	14.4	503	3.2
小計	13,072	92.7	14,795	93.1	
合計	14,103	100.0	15,886	100.0	

(6) 貸付金の残存期間別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
		2013年度末	変動金利	—	—	—	—	—
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	一般貸付計	—	—	—	—	—	—	—
2014年度末	変動金利	4,000	—	—	—	—	—	4,000
	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	一般貸付計	4,000	—	—	—	—	—	4,000

(7) 業種別貸付金残高及び構成比

(単位:百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
農林・水産業	—	—	—	—
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
卸売業・小売業	—	—	—	—
金融業・保険業	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業・郵便業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
サービス業等	—	—	4,000	99.6
その他	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)	—	—	—	—
小計	—	—	4,000	99.6
公共団体	—	—	—	—
公社・公団	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	4,000	99.6
約款貸付	22	100.0	17	0.4
合計	22	100.0	4,017	100.0

(8) 貸付金の担保別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
担保貸付	—	—	—	—
有価証券担保貸付	—	—	—	—
不動産・動産・財団担保貸付	—	—	—	—
指名債権担保貸付	—	—	—	—
保証貸付	—	—	—	—
信用貸付	—	—	4,000	100.0
その他	—	—	—	—
一般貸付計	—	—	4,000	100.0
うち劣後特約貸付	—	—	—	—

(9) 貸付金の使途別残高(除く約款貸付)

(単位:百万円)

区 分	2013年度末		2014年度末	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
設備資金	—	—	4,000	100.0
運転資金	—	—	—	—
合計	—	—	4,000	100.0

(10) 貸付金(企業向け貸付)の企業規模別残高

(単位:百万円)

区 分		2013年度末		2014年度末	
		金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
大企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中堅企業	貸付先数	—	—	—	—
	金 額	—	—	—	—
中小企業	貸付先数	—	—	1	100.0
	金 額	—	—	4,000	100.0
国内企業向け貸付計	貸付先数	—	—	1	100.0
	金 額	—	—	4,000	100.0

(11) リスク管理債権額

(単位:百万円)

区 分	2013年度末	2014年度末
破綻先債権額	—	—
延滞債権額	—	—
3ヶ月以上延滞債権額	—	—
貸付条件緩和債権額	—	—
合計	—	—

(注) 各債権の定義は、貸借対照表の注記に記載のとおりです。なお、「リスク管理債権」は貸付金のみを対象としています。

(12) 債務者区分に基づいて区分された債権額

(単位:百万円)

区 分	2013年度末	2014年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	—	—
要管理債権	—	—
正常債権	22	4,025
合計	22	4,025

(注) 各債権の定義は次のとおりです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
- 要管理債権
3ヶ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払いが、約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸付金(1及び2に掲げる債権を除く)以下同じ)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金(1及び2に掲げる債権並びに3ヶ月以上延滞貸付金を除く))をいいます。
- 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

(13) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当はありません。

(14) 有形固定資産明細表

(単位:百万円)

区 分	2013年度末	2014年度末
土地	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
建物	369	405
営業用	369	405
賃貸用	—	—
建設仮勘定	—	—
営業用	—	—
賃貸用	—	—
合計	369	405
営業用	369	405
賃貸用	—	—
その他の有形固定資産	459	418
有形固定資産合計	829	823

(15) 特別勘定に関する指標等

該当はありません。

(16) 支払備金及び責任準備金

(単位：百万円)

① 支払備金及び責任準備金残高

種 目	支払備金		責任準備金	
	2013年度末	2014年度末	2013年度末	2014年度末
火災	547	312	12,388	13,121
海上	134	153	718	789
傷害	3,098	3,194	22,321	22,359
自動車	5,843	5,697	13,398	13,875
自動車損害賠償責任	1,160	1,206	5,287	5,403
その他	5,308	4,986	16,489	17,520
(うち賠償責任)	(2,219)	(2,016)	(5,550)	(6,009)
合計	16,093	15,552	70,604	73,070

② 責任準備金の内訳

	種 目	2013年度末					合計
		普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	
2013年度末	火災	8,337	3,958	68	23	0	12,388
	海上	163	555	—	—	—	718
	傷害	7,996	13,978	36	306	4	22,321
	自動車	4,480	8,918	0	—	—	13,398
	自動車損害賠償責任	5,287	—	—	—	—	5,287
	その他	9,570	5,699	100	1,111	7	16,489
	合計	35,835	33,110	205	1,441	12	70,604
2014年度末	火災	8,969	4,071	72	7	0	13,121
	海上	182	606	—	—	—	789
	傷害	7,608	14,588	33	126	2	22,359
	自動車	4,465	9,409	0	—	—	13,875
	自動車損害賠償責任	5,403	—	—	—	—	5,403
	その他	10,019	6,360	99	1,032	7	17,520
	合計	36,650	35,036	205	1,167	10	73,070

③ 責任準備金積立水準

区 分		2013年度	2014年度
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率= (実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日以前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
- (3) 平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

④ 期首時点支払備金(見積額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

会計年度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積差額
2010年度	14,924	8,853	5,944	126
2011年度	15,959	9,077	5,895	986
2012年度	15,355	8,866	6,284	205
2013年度	15,047	8,230	6,104	712
2014年度	14,932	8,393	5,714	824

- (注) 1. 出再控除後の正味の金額を表示しています。
 2. 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 3. 当期把握見積差額 = 期首支払備金 - (前期以前発生事故に係る当期支払保険金 + 前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

⑤ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積額の推移表

●自動車

区分	事故発生年度	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	10,365			9,582			9,257			8,216			7,538		
	1年後	10,025	0.97	△340	9,397	0.98	△184	9,144	0.99	△112	8,106	0.99	△109			
	2年後	9,927	0.99	△98	9,275	0.99	△121	9,042	0.99	△102						
	3年後	9,839	0.99	△87	9,136	0.98	△139									
	4年後	9,831	1.00	△7												
最終損害見積額		9,831			9,136			9,042			8,106			7,538		
累計保険金		9,546			8,688			8,361			6,951			4,827		
支払備金		285			448			681			1,155			2,711		

●傷害

区分	事故発生年度	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	7,855			7,724			6,986			6,601			6,426		
	1年後	7,565	0.96	△289	7,553	0.98	△170	6,870	0.98	△115	6,593	1.00	△8			
	2年後	7,660	1.01	94	7,473	0.99	△79	6,878	1.00	7						
	3年後	7,582	0.99	△78	7,465	1.00	△8									
	4年後	7,581	1.00	△0												
最終損害見積額		7,581			7,465			6,878			6,593			6,426		
累計保険金		7,538			7,398			6,741			6,244			3,865		
支払備金		42			67			136			348			2,560		

●賠償責任

区分	事故発生年度	2010年度			2011年度			2012年度			2013年度			2014年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 + 支払備金	事故発生年度末	2,297			2,529			2,255			2,657			2,568		
	1年後	2,271	0.99	△26	2,549	1.01	19	2,312	1.03	56	2,375	0.89	△282			
	2年後	2,326	1.02	55	2,466	0.97	△82	2,207	0.95	△104						
	3年後	2,289	0.98	△36	2,419	0.98	△47									
	4年後	2,444	1.07	155												
最終損害見積額		2,444			2,419			2,207			2,375			2,568		
累計保険金		2,349			2,323			2,015			2,075			1,375		
支払備金		95			95			192			299			1,192		

- (注) 1. 出再控除後の正味の金額を表示しています。
 2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
 3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

(17) 引当金の内訳及び増減

(単位：百万円)

区 分	2013年度			2014年度		
	2012年度末残高	2013年度末残高	増加額	2013年度末残高	2014年度末残高	増加額
貸倒引当金計	151	83	△ 68	83	185	101
一般貸倒引当金	44	25	△ 18	25	86	61
個別貸倒引当金	107	57	△ 49	57	98	40
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
退職給付引当金	12,520	12,899	379	12,899	13,457	557
役員退職慰労引当金	103	115	11	115	144	29
賞与引当金	543	755	211	755	546	△ 208
再保険損失引当金	—	—	—	—	—	—
価格変動準備金	80	128	47	128	170	42

(18) 貸付金償却

(単位：百万円)

区 分	2013年度	2014年度
貸付金償却額	—	—

(19) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

(単位：百万円)

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除くすべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。	
計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ○増加する発生損害額=既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ○増加する異常危険準備金取崩額=正味支払保険金の増加を考慮した取崩額-決算時取崩額 ○経常利益の減少額(経常損失の増加額)=増加する発生損害額-増加する異常危険準備金取崩額 	
	2013年度	2014年度
増加する発生損害額(a)	555	546
増加する異常危険準備金取崩額(b)	—	0
経常利益の減少額又は経常損失の増加額(a-b)	555	546

(20) 事業費の明細

(単位：百万円)

区 分	2013年度	2014年度
人件費	23,595	23,579
物件費	28,064	29,143
税金	946	889
火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金	—	—
保険契約者保護機構に対する負担金	—	—
合計	52,606	53,611
諸手数料及び集金費	△ 22,280	△ 21,781
事業費合計	30,325	31,830

3 有価証券等の時価情報

(1) 有価証券

(単位:百万円)

① 形態別

区分	2013年度末			2014年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
有価証券	108,823	117,948	9,124	106,561	119,640	13,078
公社債	72,862	73,887	1,025	67,155	68,396	1,241
株式	7,810	14,103	6,292	7,536	15,886	8,349
外国証券	23,795	23,941	146	27,513	27,854	340
その他の証券	4,355	6,016	1,660	4,355	7,503	3,147

② 保有目的別

区分	2013年度末			2014年度末		
	取得原価	貸借対照表計上額	差額	取得原価	貸借対照表計上額	差額
売買目的有価証券	—	—	—	—	—	—
満期保有目的の債券	1,080	1,080	—	6,977	6,977	—
子会社及び関連会社株式	—	—	—	—	—	—
その他有価証券	107,743	116,868	9,124	99,583	112,662	13,078
合計	108,823	117,948	9,124	106,561	119,640	13,078

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券については帳簿価額としています。

(2) 金銭の信託

該当はありません。

(3) デリバティブ取引関係

(単位:百万円)

2013年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引		該当はありません。			
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
		米ドル	3,839	3,839	△182	△182
		英ポンド	2,066	2,066	△146	△146
	ユーロ	1,807	1,807	△95	△95	
合計		—	—	△424	△424	
b.その他 該当はありません。						
2014年度末	①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引		該当はありません。			
	②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引					
	a.通貨関連					
	区分	デリバティブ取引の種類等	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
		米ドル	3,839	2,861	△893	△893
		英ポンド	2,066	922	△266	△266
	ユーロ	1,807	0	47	47	
合計		—	—	△1,113	△1,113	
b.その他 該当はありません。						

4 第三分野保険の責任準備金の確認

メディカル総合保険や終身医療保険等の医療にかかわる保険商品(第三分野保険)の保険金のお支払いは、健康保険制度等の医療政策の変更や新型インフルエンザ等の新しい感染症の発生等、事前の予測が困難な要因による影響を受けやすいという特徴があります。また、一般に保障期間が長期にわたるため、保険会社としては、ご契約をいただいた時点では想定することが難しいリスクを長期間保有することになります。そのため、特にこれらの保険商品においては、保険会社がお客さまへの将来の保険金のお支払いに備えて積立てを行っている責任準備金について、その水準が十分であることを慎重に検討する必要があります。

当社では、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを実施することにより、責任準備金の十分性の確認を行っております。具体的には、対象となるご契約を保障内容ごとに区分して、過去の事故発生率の推移から将来の事故発生率を統計的に合理的な方法で予測し、その将来の事故発生率が通常の想定範囲を超えるような状況が発生した場合でも、責任準備金が、将来の保険金のお支払いに支障をきたすことがない水準であることの確認を行っています。

ストレステストの結果、第三分野保険の責任準備金は十分な水準にありました。なお、保険計理人が関連法令に基づいてストレステストの内容が適切であることの確認を行いました。

5 その他

(1) 計算書類等についての会計監査人の監査報告

2013年度

2013年度(2013年4月1日から2014年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

2014年度

2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)の計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)並びにその附属明細書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた監査法人の監査を受けており、監査報告書を受領しています。

(注) PwCあらた監査法人は、2015年7月1日付であらた監査法人から名称変更しております。

(2) 財務諸表の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

本ディスクロージャー誌に掲載のAIU損害保険株式会社の財務諸表の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性につきましては、代表取締役社長 兼 CEOが確認をしております。

Ⅲ. コーポレート・データ

商 号

AIU損害保険株式会社

本 社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

Tel. 03-3216-6611 (代表)

http://www.aiu.co.jp/

役員状況

1. 取締役・監査役の状況

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役	小関 誠 (1951年5月15日生)	1975年 10月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社) 入社 1989年 7月 当社 退社 1991年 10月 アメリカン インターナショナル グループ株式会社入社 経理担当アシスタント・バイスプレジデント 兼 当社 経理・財務本部長 1994年 1月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 リージョナル コントローラー 兼 当社 常務執行役員 経理・財務担当 1997年 7月 当社 常務執行役員 兼 チーフ・マーケティング・オフィサー 1999年 2月 AIGイースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 CFO 兼 シニア・バイスプレジデント 2004年 6月 同社 退社 2010年 7月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社)入社 専務執行役員 兼 COO 2011年 4月 当社 日本における代表者 会長 2012年 6月 当社 日本における代表者 会長 兼 CEO 2013年 4月 当社 代表取締役社長 兼 CEO (現任)
取締役 (非常勤)	ロバート・ノディン (1961年5月26日生)	1985年 8月 AIG入社 2002年 10月 アメリカン インターナショナルグループ 株式会社 リージョナル・バイスプレジデント 日本・韓国地域オペレーションズ・システムズ担当 2005年 11月 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役 2005年 12月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社) 専務執行役員 システム&オペレーション担当 2006年 6月 エイアイユー インシュアランス カンパニー(ニューヨーク) シニア・バイスプレジデント オペレーション&システム AIGシステムズ ソリューション (インド チェンナイ) 取締役会長 2006年 9月 エイアイユー インシュアランス カンパニー(ニューヨーク) 取締役 2006年 11月 AIGグローバルサービス(ニューヨーク) 取締役 2008年 2月 AIGインク 損害保険部門 エグゼクティブ オペレーション&システム担当 2009年 5月 エイアイユー ホールディングス (ニューヨーク) シニア・バイスプレジデント オペレーション&システム担当 2009年 7月 当社 COO 2011年 4月 当社 日本における代表者 兼 CEO 2012年 5月 AIGインク バイスプレジデント (現任) 当社 取締役 (非常勤) (現任) 2012年 6月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIGジャパン・ホールディングス株式会社) 取締役 兼 COO 富士火災海上保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2013年 2月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社 代表取締役社長 兼 CEO (現任) 2013年 9月 アメリカンホーム設立準備株式会社(現アメリカンホーム医療・損害保険株式会社) 取締役 (非常勤) 2014年 6月 同社 取締役会長 (非常勤) (現任) ジェイアイ傷害火災保険株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2014年 7月 AIGアセットマネジメント株式会社 取締役 (非常勤) (現任)

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	クリスチャン・サンドリック (1973年11月8日生)	1999年 8月 AIG入社 2006年 9月 AIG 蒙州バイスプレジデント リージョナルオペレーション・システム担当 2008年 7月 AIG 英国バイスプレジデント リージョナルオペレーション・システム担当 2010年 8月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社(現AIG ジャパン・ホールディングス株式会社) シニア・バイスプレジデント オペレーション担当 2012年 7月 同社 シニア・バイスプレジデント ジャパン・トランスフォーメーションサービス担当(現任) 2013年 1月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 4月 当社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 6月 AIG コリア・インク 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	ラリック・ホール (1967年6月5日生)	2008年 6月 AIG入社 リージョナル・バイスプレジデント 日本・韓国担当 デピュティ チーフ・エージェンシー・オフィサー 同社 退社 2012年 11月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社入社 シニア・バイスプレジデント チーフ・エージェンシー・オフィサー 2013年 4月 当社 取締役(非常勤)(現任) AIG 富士インシュアランスサービス株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2013年 8月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント チーフ・ディストリビューション・オフィサー(現任) 2013年 11月 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年 6月 AIG 富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	首藤 透 (1959年6月25日生)	2002年 2月 アメリカン インターナショナル グループ株式会社入社 2006年 7月 同社 統合プロジェクトマネジメント室 バイスプレジデント 2009年 1月 AIG イースト・アジア・ホールディングス・マネジメント株式会社 プロジェクト マネジメント バイスプレジデント 2010年 3月 富士火災海上保険株式会社 執行役 2010年 11月 富士生命保険株式会社(現AIG 富士生命保険株式会社) 取締役(非常勤) 2011年 4月 富士火災海上保険株式会社 代表執行役副社長 兼 CFO 2011年 6月 同社 取締役 兼 代表執行役副社長 兼 CFO 2011年 9月 同社 代表取締役副社長 兼 CFO 2013年 7月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 兼 チーフ・インテグ レーション・オフィサー(現任) 当社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	松岡 直美 (1965年11月7日生)	2014年 1月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社入社 専務執行役員 チーフ・トランス フォーメーション・オフィサー 2014年 6月 同社 取締役 専務執行役員 チーフ・トランスフォーメーション・オフィサー(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 当社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年 6月 AIG 富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	ケネス・ライリー (1973年8月29日生)	1999年 11月 ナショナル・ユニオン・ファイヤー・インシュアランス・カンパニー・オブ・ピッツ バーグ(AIGメンバーカンパニー)入社 シニア・アンダーライター 2001年 7月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU 損害保険株式会 社) シニア・マネージャー 経営保険担当 2004年 7月 AIGヨーロッパUK Ltd アシスタント・バイスプレジデント 兼 コーポレート・ マネージャー 2008年 2月 AIG インシュアランス香港 Ltd バイスプレジデント 経営保険担当 2009年 9月 AIG アジア・パシフィック・ホールディングス Ltd 経営保険ファー・イースト・ ヘッド 兼 リージョナル・バイスプレジデント 2013年 6月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 専務執行役員 企業保険担当(現任) 2014年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
取締役 (非常勤)	スティーブ・スネル (1962年8月5日生)	1980年 9月 AIG入社 2000年 5月 AIG SI (マレーシア) CEO AIG GSS (インド) CEO 2002年 5月 AIGシステムズソリューションズ (インド) 取締役 兼 CEO 2003年 10月 AIG オフショアシステムズ・サービス プレジデント 2004年 10月 AIGグローバルサービス・インク (マレーシア) 取締役 2005年 2月 TataAIG (インド) COO 2008年 8月 チャーティス・ノースアメリカ 取締役 兼 プレジデント 2009年 1月 エイアイユー インシュアランス カンパニー(ニューヨーク) 取締役 兼 バイス プレジデント AIGシェアードサービスコーポレーション 取締役 兼 シニア・バイスプレジデント 2009年 5月 AIGグローバルサービス・インク 取締役 2009年 8月 チャーティス・インターナショナル・エルエルシー (現AIGプロパティ・カジュ アリティ・インターナショナル・エルエルシー) シニア・バイスプレジデント 2010年 4月 チャーティステクノロジー&オペレーションズマネジメント(マレーシア) 取締役 2010年 5月 AIG APACホールディングス・リミテッド 取締役 2010年 6月 チャーティス・シンガポール・インシュアランス・リミテッド (現AIGアジア・ パシフィック・インシュアランス Pte.リミテッド) 取締役 2010年 7月 AIGアジア・パシフィック地域 COO 2011年 11月 チャーティス・インシュアランス・コリア (現AIG コリア・インク) 取締役 2013年 2月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 取締役(非常勤) 2014年 1月 同社 取締役専務執行役員チーフ・クレイム・オフィサー (現任) 2015年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) AIG 富士生命保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)

役名	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表の状況
取締役 (非常勤)	藪内 寿樹 (1968年9月10日生)	2010年 8月 富士火災海上保険株式会社入社 2010年 11月 富士生命保険株式会社(現AIG富士生命保険株式会社) 取締役(非常勤) 2011年 9月 同社 執行役員 2012年 12月 同社 執行役員兼 プロフィットセンター本部長 2014年 6月 同社 取締役兼 執行役員兼 プロフィットセンター本部長 2014年 11月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 執行役員コンシューマー・インシュアランス副責任者(現任) 2015年 2月 テックマークジャパン株式会社 取締役(非常勤)(現任) 2015年 6月 当社 取締役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 取締役(非常勤)(現任)
監査役 (常勤)	山岡 修 (1955年7月1日生)	1997年 8月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社)入社 2009年 4月 当社 監査部 部長 2013年 4月 当社 監査役(常勤)(現任) 2014年 6月 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	羽田 幸善 (1943年2月2日生)	1970年 6月 AIU株式会社(現AIU損害保険株式会社)入社 1993年 1月 エイアイユー インシュアランス カンパニー 日本支店(現AIU損害保険株式会社) バイスプレジデント 火災・新種保険担当 1994年 4月 当社 シニア・バイスプレジデント アンダーライティング担当 1996年 6月 当社 シニア・バイスプレジデント チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2001年 1月 当社 シニア・アドバイザー 2003年 1月 アメリカン インターナショナル グループ株式会社 リージョナル・プロパティ・マネージャー 日本・韓国担当 2006年 12月 同社 チーフ・コンプライアンス・オフィサー 2010年 7月 チャーティス・ファー・イースト・ホールディングス株式会社 シニア・バイスプレジデント チーフ・リスク・オフィサー 2013年 8月 AIG ジャパン・ホールディングス株式会社 シニア・アドバイザー 2014年 6月 当社 社外監査役(非常勤)(現任) 富士火災海上保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任) アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 社外監査役(非常勤)(現任)
社外 監査役 (非常勤)	長田 國彦 (1952年9月6日生)	1976年 4月 富士火災海上保険株式会社入社 2009年 8月 同社 執行役員総務部長 2010年 4月 同社 執行役員 内部統制&総務担当 2010年 6月 富士損害サービス株式会社 監査役(非常勤) 2011年 9月 富士火災海上保険株式会社 監査役(常勤)(現任) 2014年 6月 当社 社外監査役(非常勤)(現任)

2. 役員構成・担当業務

役名	氏名	担当
代表取締役社長 兼 CEO	小関 誠	事業全般
取締役(非常勤)	ロバート・ノディン	
取締役(非常勤)	クリスチャン・サンドリック	
取締役(非常勤)	ラリック・ホール	
取締役(非常勤)	首藤 透	
取締役(非常勤)	松岡 直美	
取締役(非常勤)	ケネス・ライリー	
取締役(非常勤)	スティーブ・スネル	
取締役(非常勤)	藪内 寿樹	
専務執行役員 兼 COO	金子 昌之	経営企画、統合推進
専務執行役員 兼 CDO	見瀬 清次	セールス&ディストリビューション
常務執行役員	ポール・アトキンソン	コーポレート・ディストリビューション
執行役員 兼 CFO	北澤 緑	経理、財務、資産運用、再保険
執行役員	坂岸 潔	業務品質、法務・コンプライアンス、募集管理統括、数理
執行役員	弓達 隆章	自動車保険/個人火災保険
執行役員 兼 CIO	庄 暁暉	システム
執行役員	御厨 志郎	コマースライン
執行役員	片山 敦	A&Hライン、商品管理、トラベルサービス事業
執行役員	益子 憲明	人事
執行役員	武蔵 充	オペレーション
監査役(常勤)	山岡 修	
社外監査役(非常勤)	羽田 幸善	
社外監査役(非常勤)	長田 國彦	

(注)小関 誠は執行役員を兼務しております。

会計監査人の状況

PwCあらた監査法人

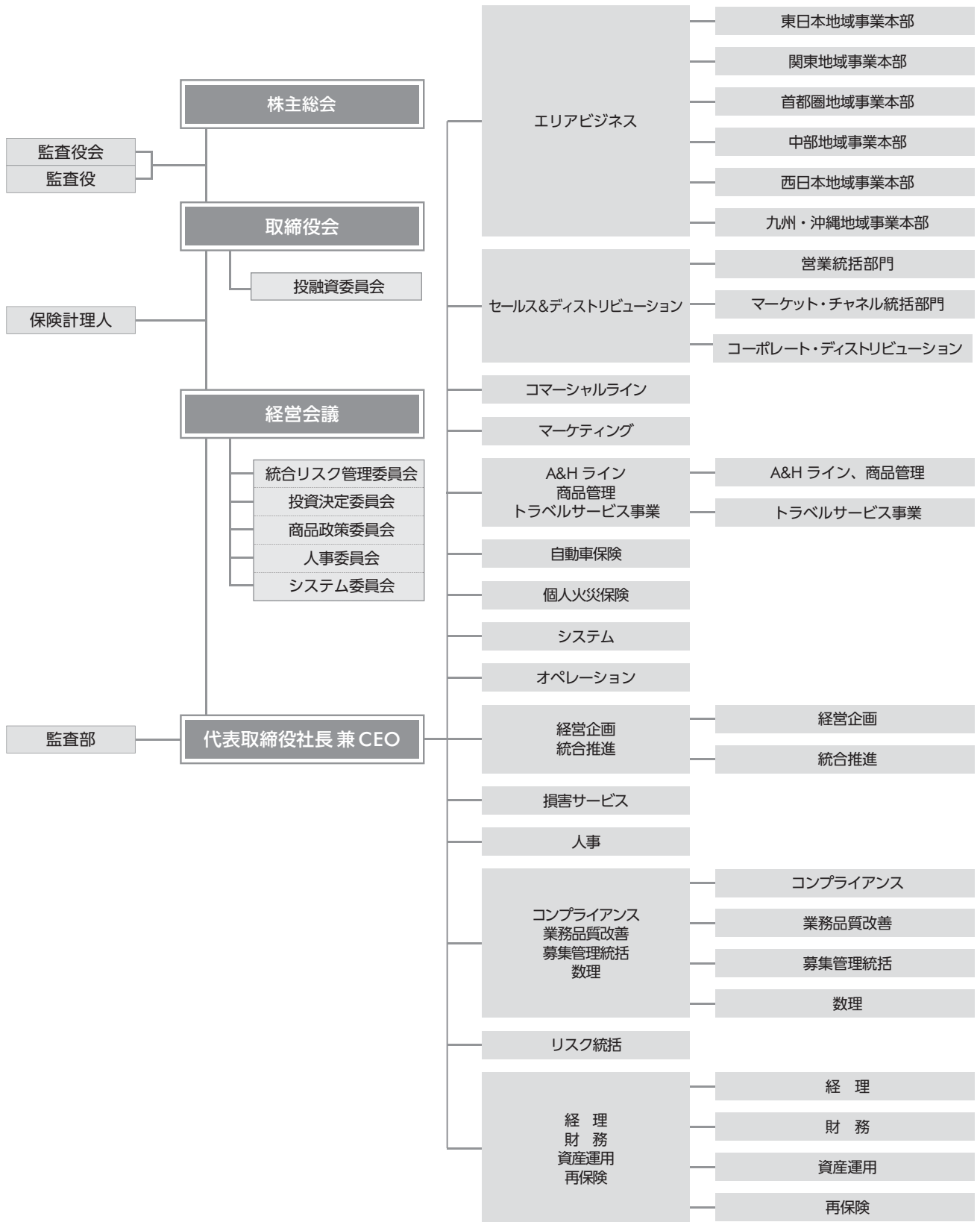
(注)PwCあらた監査法人は、2015年7月1日付であらた監査法人から名称変更しております。

株主の状況

株主名	AIGジャパン・ホールディングス株式会社		
	11,010 株		
持株数	内 訳	普通株式	10,010 株
		A種種類株式	1,000 株
持株比率	100%		

● AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
〒105-0001
東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

組織図



会社沿革

- 1946年 ● AIUコーポレーション (AIUC) 日本支社を開設
- 1949年 ● AIUが引受けを代行するファイアーメンズ保険会社、ハノーバー火災保険会社、パシフィック・ナショナル・ファイアー保険会社の3社が日本政府より損害保険事業免許を受け、日本人を対象とする営業を開始
- 1952年 ● アメリカン・インターナショナル保険会社 (AIA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1960年 ● アメリカンホーム保険会社 (AHA)、日本政府より損害保険事業免許を受け、AIUが引受けを代行
- 1963年 ● 日本法人 AIU (株) を設立
- 1964年 ● AIU (株) が AIU ジャパン社より保険事業代行業務を引き継ぎ、営業を開始
- 1971年 ● AIU (株) と大同生命が業務提携。「経営者大型総合保障制度」の販売を開始
- 1972年 ● 沖縄の本土復帰に伴い、AIU 沖縄を AIU (株) の傘下に吸収
- 1974年 ● AIU 東京ビル (大手町) 完成
- 1977年 ● エイアイユー インシュアランス カンパニー (AIU 保険会社)、日本における損害保険事業免許を取得
- 1978年 ● AIU 保険会社日本支社は AIU (株) より保険業務を引き継ぎ、営業を開始。全支店・営業所を同社に移籍
- 1990年 ● 「会社役員賠償責任保険」を発売
- 1992年 ● 「環境汚染賠償責任保険」を発売
- 1996年 ● 「ホームアシスタンス・サービス」の取扱いを開始
- 1997年 ● 「雇用慣行賠償責任保険」を発売
● アルカウエスト (東京・錦糸町) 完成、本店各本部が移転
- 1998年 ● 業界初「包括職業賠償責任保険」を発売
● 日本初のインターネットを利用した海外旅行保険のペーパーレス契約を開始
- 1999年 ● オリックス (株) と業務提携
● 「ライフスタイル傷害保険」を発売
- 2000年 ● AIU ウエスト傷害クレームサービスセンターを開設
● 家族総合自動車保険「USA」を発売
● 「危機管理費用保険」を発売
● 富士火災海上保険 (株) と包括的業務提携
● 沖縄コールセンターを開設
- 2001年 ● 「私立学校職業賠償責任保険」を発売
● 「メディカル総合保険」を発売
● 「企業向けネットセキュリティ保険」を発売
- 2002年 ● 損害調査および保険金支払業務全般について、ISO9001：2000年版の認証取得 (～2008年9月)
● 事業総合賠償責任保険「STARs」を発売
● 業界初、海外旅行保険の保険金額無制限プランを発売
- 2003年 ● 個人向け危機管理費用保険特約「ライフセキュリティ保険特約」を発売
● 治療費用担保特約セットメディカル総合保険「スーパー上乗せ健保」を発売
● 家族総合自動車保険「USA II」を発売
- 2004年 ● 「個人情報漏洩保険」を発売
● 富山市に AIU コンタクトセンターを開設
● シニア向け医療保険「シニアにさちんと!」を発売
- 2005年 ● ロイヤル・サンライアンス保険会社とロンドン保険会社の保険契約を包括移転
● 新銀行東京の代理店として融資業務の取次を開始
● JOC (公益財団法人日本オリンピック委員会) のオフィシャル損害保険パートナーとなる (～2008年)
- 2006年 ● AIU60周年記念商品「ハイパー任意労災」「プロバティガード」を発売
● 業界初、海外旅行保険契約証をインターネット上で発行する「e-policy (電子契約証)」を開始
● 三菱東京UFJ銀行の代理店として融資業務の取次を開始
● 「シール付のコンビニエンスストア用保険料払込票」で特許を取得
- 2007年 ● シニア向け医療保険「がんばれ! 40's」を発売
● 富山市に AIU ビジネスサポートセンターを開設
● 海外旅行保険「Active Pass」を発売
● 事業総合賠償責任保険「STARs」の「個人情報漏洩危険担保特約」を発売
- 2008年 ● (株) イオン銀行と共同開発した「イオン銀行の女性医療保険」を発売
● 「住宅ローン債務者災害時生活再建支援保険」を発売
● 人材派遣業向け事業総合賠償責任保険「STARs」を発売
● 「CDM (Clean Development Mechanism) 向けポリテクカルリスク保険」を発売
● 「ITビジネスガード」にセットできる「請負人担保特約」「派遣先業務担保特約」「海外開発担保特約」を発売
- 2009年 ● 自動車保険「type R」「type P」「type B」を発売
● AIGは損害保険事業を新ブランド「CHARTIS (チャーティス)」として展開することを決定。AIUもその傘下として同ブランドに対応
- 2010年 ● 火災保険「スイートホームプロテクション」で「発電工コ住宅割引」を導入
● 海外旅行保険「緊急歯科治療費用補償特約」を発売
● 「e約款」を導入
● 「IT・コンテンツビジネスガード Pack」を発売
● 医療機関向けセット商品「職員管理責任補償プラン」を発売
- 2011年 ● 企業財産保険「新価実損払特約」を発売
● 「特許等知的財産権特約」を発売
● 大同生命保険 (株) と代理店委託契約を締結
● 東日本大震災発生における各種特別措置を実施
● 「アジア向け生産物担保特約」を発売
● 在宅勤務制度を導入
- 2012年 ● 保険金請求書類の全面的な電子化を開始
● 第12回テレワーク推進賞で「優秀賞」を受賞
● 「コンテナ船輸入遅延特約」を発売
● 「サイバー攻撃対応費用特約」を発売
● UCDAアワード2012で「情報のわかりやすさ賞」を受賞
● KIDS DESIGN AWARD 2012で「第6回キッズデザイン賞」を受賞
● 「アジアアンブレラ特約」を発売
● 日本法人への移行に向け、AIU 損害保険 (株) の損害保険業免許取得
● AIGは損害保険事業のブランドを「CHARTIS」から「AIG」として再構築。AIUもその傘下として同ブランドに対応
● 「CyberEdge」を発売
- 2013年 ● AIU 損害保険 (株) として営業を開始
● 日本法人化記念商品「WorldRisk®」を発売
● 外航貨物海上保険「CargoLITE®」を発売
● UCDAアワード2013で「特別賞」を受賞
● 日本における AIG グループの再編を発表 (富士火災海上保険 (株) と、関係当局認可等を前提に、合併による経営統合を行う方向で準備を進める)
● 総合事業者保険「スマートプロテクト®」を発売
● (株) J.D. パワー アジア・パシフィック「2013年自動車保険顧客満足度調査」で3部門が第1位を受賞
● 大阪府と協定を締結し、提携分野の連携を強化
● 沖縄に海外旅行保険アシスタンスセンターを開設
- 2014年 ● 経済産業省・外務省による「海外展開一貫支援ファストパス制度」の支援機関に決定
● (株) アデランスと医療保険分野で業務提携
● AIG グレイト・ソリューション・ジャパン (株) を吸収合併
● 「マネジメント賠償責任拡張担保 (2014) 特約」を発売
● 「スマートプロテクト®」に財産に関する補償等を追加
● 「海上保険国内物流保険特約」を発売
● (株) J.D. パワー アジア・パシフィック「2014年自動車保険顧客満足度調査」で3部門が2年連続で第1位を受賞
● UCDAアワード2014で生命保険・医療保険分野が「特別賞」を受賞
- 2015年 ● S&P「日本SME格付け」の取次業務を開始
● 統合後の新会社名について「AIG損害保険株式会社」と発表

IV . 店舗所在地一覧

- 本社 Tel. 03-3216-6611
〒100-8234 千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー
〒130-8560 墨田区錦糸1-2-4 アルカウエスト

地域事業本部・支店

- 東日本地域事業本部
 - 〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 23F
 - 仙台支店 Tel. 022-726-7551
〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー 23F
 - 郡山支店 Tel. 024-932-0822
〒963-8004 郡山市中町1-22
郡山大同生命ビル 6F
 - 盛岡支店 Tel. 019-653-1411
〒020-0022 盛岡市大通3-3-10
七十七日生盛岡ビル 5F
 - 秋田支店 Tel. 018-801-3010
〒010-0001 秋田市中通2-3-8
秋田アトリオンビル 10F
 - 山形支店 Tel. 023-633-8282
〒990-0033 山形市諏訪町1-1-1
センチュリープレイス山形7F
 - 八戸支店 Tel. 0178-46-0100
〒031-0032 八戸市三日町2
青銀・明治安田ビル 5F
 - 札幌支店 Tel. 011-204-7510
〒060-0001 札幌市中央区北一条西6-1-2
アーバンネット札幌ビル4F
 - 旭川支店 Tel. 0166-24-0906
〒070-0034 旭川市四条通10丁目左7号
大同生命旭川ビル6F
 - 釧路支店 Tel. 0154-25-3738
〒085-0015 釧路市北大通10-1-4
北陸銀行住友生命ビル 8F
 - 函館支店 Tel. 0138-26-2571
〒040-0063 函館市若松町7-16
函館大同生命ビル 4F
- 関東地域事業本部
 - 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウィング 13F
 - 埼玉支店 Tel. 048-650-7610
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1-10-16
シーノ大宮ノースウィング 13F
 - 宇都宮支店 Tel. 028-627-3011
〒320-0811 宇都宮市大通り4-1-18
宇都宮大同生命ビル 8F
 - 群馬支店 Tel. 027-223-5771
〒371-0805 前橋市南町3-9-5
大同生命前橋ビル 6F
 - 新潟支店 Tel. 025-223-6231
〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町1214-2
大同生命新潟ビル 7F
 - 長野支店 Tel. 026-229-6300
〒380-0824 長野市南石堂町1293
長茶南石堂ビル 8F
 - 千葉支店 Tel. 043-350-3170
〒261-7121 千葉市美浜区中瀬2-6-1
WBG マリブイースト21F
 - 木更津支店 Tel. 0438-25-2561
〒292-0805 木更津市大和2-1-2 ヤスミビル 6F
 - つくば支店 Tel. 029-855-2321
〒305-0031 つくば市吾妻3-15-15
オカバつくばビル 4F
 - 水戸支店 Tel. 029-226-6171
〒310-0021 水戸市南町3-4-14
明治安田生命水戸南町ビル 12F

- 首都圏地域事業本部
 - 〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14F
 - 東京第一支店 Tel. 03-6894-9100
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14F
 - 東京第二支店 Tel. 03-6894-9110
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14F
 - 東京第三支店 Tel. 03-6894-9122
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14F
 - 東京第四支店 Tel. 03-6894-9140
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14F
 - 東京第五支店 Tel. 03-5320-2561
〒163-0814 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル 14F
Tel. 03-5637-0740
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル 17F
 - 東京第六支店(錦糸町オフィス) Tel. 03-5637-0721
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラル 17F
 - 東京第六支店(虎ノ門オフィス) Tel. 03-6895-2660
〒105-0001 港区虎ノ門5-13-1 虎ノ門40MTビル 6F
 - 西東京支店 Tel. 042-639-0720
〒192-0083 八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル 3F
 - 甲府支店 Tel. 055-228-3341
〒400-0858 甲府市相生1-2-31
大同生命甲府ビル 8F
 - 松本支店 Tel. 0263-35-1933
〒390-0815 松本市深志2-5-26 松本第一ビル 7F
 - 横浜支店 Tel. 045-683-3511
〒220-8111 横浜市西区みなとみらい2-2-1
横浜ランドマークタワー 11F
 - 厚木支店 Tel. 046-225-1272
〒243-0018 厚木市中町4-16-21
プロミティあつぎビル 3F
 - 湘南支店 Tel. 0466-25-6881
〒251-0052 藤沢市藤沢 484-1
藤沢アンバービル 6F
- 中部地域事業本部
 - 〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15
ORE 錦二丁目ビル 11F
 - 名古屋支店 Tel. 052-857-2020
〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15
ORE 錦二丁目ビル 11F
 - 中部代理店センター Tel. 052-857-2260
〒460-0003 名古屋市中区錦2-4-15
ORE 錦二丁目ビル 11F
 - 豊橋支店 Tel. 0532-54-3060
〒440-0806 豊橋市八町通1-18
豊橋中央ビル 3F
 - 三重支店 Tel. 059-229-1581
〒514-0036 津市丸之内養正町4-1
森永三重ビル 3F
 - 岐阜支店 Tel. 058-262-4771
〒500-8844 岐阜市吉野町6-16
大同生命広瀬ビル 7F
 - 静岡支店 Tel. 054-284-2781
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-1
水の森ビル 5F
 - 沼津支店 Tel. 055-963-8081
〒410-0801 沼津市大手町3-8-25
清水銀行大同生命ビル 7F
 - 浜松支店 Tel. 053-454-0321
〒430-7715 浜松市中区板屋町111-2
浜松アクトタワー 15F
 - 金沢支店 Tel. 076-223-1144
〒920-0869 金沢市上堤町2-37
金沢三栄ビル 3F
 - 富山支店 Tel. 076-441-9525
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 インテックビル 5F

- 福井支店 Tel. 0776-28-0141
〒910-0006 福井市中央3-3-23
北陸中央ビル 5F
- 西日本地域事業本部
 - 〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
 - 大阪第一支店 Tel. 06-6356-5430
〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
 - 大阪第二支店 Tel. 06-6356-5443
〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
 - 大阪第三支店 Tel. 06-6242-6360
〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
 - 大阪第四支店 Tel. 06-6242-2061
〒530-6035 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 35F
 - 西日本代理店センター Tel. 06-6356-5774
〒530-6034 大阪市北区天満橋1-8-30
OAPタワー 34F
 - 奈良支店 Tel. 0742-27-1185
〒630-8241 奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル 4F
 - 和歌山支店 Tel. 073-432-5641
〒640-8154 和歌山市六番丁5
和歌山第一生命ビル 2F
 - 京都支店 Tel. 075-223-1651
〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595
大同生命京都ビル 7F
 - 神戸支店 Tel. 078-360-2401
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル 16F
 - 姫路支店 Tel. 079-284-0650
〒670-0965 姫路市東延未3-5-50
姫路駅南マーブルビル 5F
 - 広島支店 Tel. 082-222-4351
〒730-0011 広島市中区基町11-10
合人社広島紙屋町ビル 2F
 - 岡山支店 Tel. 086-223-1144
〒700-0821 岡山市北区中山下1-8-45
NTTクレド岡山ビル 13F
 - 山口支店 Tel. 0827-23-0101
〒740-0022 岩国市山手町1-2-23 AIUビル 2F
 - 松江支店 Tel. 0852-26-2781
〒690-0006 松江市伊勢宮町519-1
松江大同生命ビル 3F
 - 鳥取支店 Tel. 0857-20-0081
〒680-0835 鳥取市東品治町102
鳥取駅前ビル 4F
 - 高松支店 Tel. 087-821-8031
〒760-0027 高松市紺屋町9-6
高松大同生命ビル 5F
 - 松山支店 Tel. 089-946-3815
〒790-0878 松山市勝山町2-6-3
日本生命松山ビル 2F
 - 徳島支店 Tel. 088-622-7355
〒770-0841 徳島市八百屋町3-26
徳島大同生命ビル 6F
 - 高知支店 Tel. 088-884-1811
〒780-0053 高知市駅前町5-5
大同生命高知ビル 3F
- 九州・沖縄地域事業本部
 - 〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30
天神ビル新館 7F
 - 福岡支店 Tel. 092-718-7000
〒810-0001 福岡市中央区天神4-3-30
天神ビル新館 7F

●九州代理店センター Tel.092-718-7210
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30
天神ビル新館 7F

●久留米支店 Tel.0942-39-7551
〒830-0032 久留米市東町 38-1
大同生命久留米ビル 7F

●佐賀支店 Tel.0952-28-1452
〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-45
三井生命佐賀駅前ビル 2F

●長崎支店 Tel.095-828-0881
〒850-0031 長崎市桜町 5-3 大同生命長崎ビル 2F

●沖縄支店 Tel.098-862-2174
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12
ニッセイ那覇センタービル 7F

●沖縄中部分室 Tel.098-932-4710
〒904-0031 沖縄市上地 1-11-1 トキワビル 3F

●北九州支店 Tel.093-511-3821
〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10
大同生命北九州ビル 10F

●大分支店 Tel.097-532-6102
〒870-0034 大分市都町 1-3-22
大分都町ビル 2F

●熊本支店 Tel.096-352-6511
〒860-0806 熊本市中央区花畑町 4-7
朝日新聞第一生命ビル 7F

●宮崎支店 Tel.0985-29-4611
〒880-0806 宮崎市広島 1-18-7
大同生命宮崎ビル 1F

●鹿児島支店 Tel.099-222-3315
〒892-0846 鹿児島市加治屋町 15-9
大同生命鹿児島ビル 5F

企業営業

●メジャーアカウントプラクティス部 Tel.03-3218-7088
〒100-8234 千代田区丸の内 1-8-3
丸の内トラストタワー本館 20F

トラベルサービス支店

●トラベルサービス首都圏営業部 Tel.03-5819-5710
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 19F

●トラベルサービス札幌サテライトオフィス
Tel.011-204-7610
〒060-0001 札幌市中央区北一条西 6-1-2
アーバンネット札幌ビル 4F

●トラベルサービス仙台サテライトオフィス
Tel.022-726-7591
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-9-1
仙台トラストタワー 23F

●トラベルサービス中部支店 Tel.052-857-2080
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15
ORE 錦二丁目ビル 11F

●トラベルサービス近畿支店 Tel.06-6356-5480
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 34F

●トラベルサービス広島サテライトオフィス
Tel.082-222-4071
〒730-0011 広島市中区基町 11-10
合人社広島紙屋町ビル 2F

●トラベルサービス九州支店 Tel.092-718-7100
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30
天神ビル新館 6F

●トラベルサービス九州支店沖縄駐在事務所
Tel.098-862-2409
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12
ニッセイ那覇センタービル 7F

●トラベルサービスダイレクトサポートセンター
Tel.0120-565-833
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 15F

損害サービスセンター

●東日本損害サービス本部

●東北損害サービスセンター Tel.022-726-7631
〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1-9-1
仙台トラストタワー 23F

●東北損害サービスセンター 郡山オフィス
Tel.024-932-0833
〒963-8004 郡山市中町 1-22
郡山大同生命ビル 6F

●東北損害サービスセンター 八戸オフィス
Tel.0178-46-0028
〒031-0032 八戸市三日町 2

青銀・明治安田ビル 5F

●東北損害サービスセンター 盛岡オフィス
Tel.019-653-1401
〒020-0022 盛岡市大通 3-3-10
七十七日生盛岡ビル 5F

●北海道損害サービスセンター
Tel.011-204-7570
〒060-0001 札幌市中央区北一条西 6-1-2

アーバンネット札幌ビル 4F

●北海道損害サービスセンター 旭川オフィス
Tel.0166-24-0910
〒070-0034 旭川市四条通 10 丁目左 7号

大同生命旭川ビル 6F

●北海道損害サービスセンター 函館オフィス
Tel.0138-26-2921
〒040-0063 函館市若松町 7-16
函館大同生命ビル 4F

●北海道損害サービスセンター 釧路オフィス
Tel.0154-25-3740
〒085-0015 釧路市北大通 10-1-4

北陸銀行住友生命ビル 8F

●関東損害サービス本部

●関東損害サービスセンター
Tel.048-650-7630
〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 1-10-16

シーノ大宮ノースウィング 13F

●関東損害サービスセンター 新潟オフィス
Tel.025-223-6281
〒951-8068 新潟市中央区上大川前通六番町 1214-2

大同生命新潟ビル 7F

●関東損害サービスセンター 長野オフィス
Tel.026-229-6301
〒380-0824 長野市南石堂町 1293

長栄南石堂ビル 8F

●宇都宮損害サービスセンター Tel.028-627-3641
〒320-0811 宇都宮市大通り 4-1-18
宇都宮大同生命ビル 8F

●群馬損害サービスセンター Tel.027-223-5725
〒371-0805 前橋市南町 3-9-5
大同生命前橋ビル 6F

●千葉損害サービスセンター Tel.043-350-3180
〒261-7121 千葉市美浜区中瀬 2-6-1
WBG マリブイースト 21F

●千葉損害サービスセンター 木更津オフィス
Tel.0438-25-2521
〒292-0805 木更津市大和 2-1-2 ヤスミビル 6F

●水戸損害サービスセンター Tel.029-226-6191
〒310-0021 水戸市南町 3-4-14
明治安田生命水戸南町ビル 12F

●首都圏損害サービス本部

●首都圏第一損害サービスセンター
Tel.03-6894-9290
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14F

●首都圏第一損害サービスセンター 甲府オフィス
Tel.055-228-3394
〒400-0858 甲府市相生 1-2-31

大同生命甲府ビル 8F

●首都圏第一損害サービスセンター 松本オフィス
Tel.0263-35-1918
〒390-0815 松本市深志 2-5-26 松本第一ビル 7F

●首都圏第二損害サービスセンター
Tel.03-6894-9220
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14F

●首都圏第三損害サービスセンター
Tel.03-6894-9230
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14F

●首都圏第四損害サービスセンター Tel.03-6894-9240
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14F

●首都圏第五損害サービスセンター Tel.03-6894-9250
〒163-0814 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 14F

●西東京損害サービスセンター Tel.042-639-0730
〒192-0083 八王子市旭町 10-3 安嶋中央ビル 3F

●神奈川損害サービスセンター
Tel.045-683-3481
〒220-8111 横浜市西区みなとみらい 2-2-1

横浜ランドマークタワー 11F

●神奈川損害サービスセンター 湘南オフィス
Tel.0466-25-6880
〒251-0052 藤沢市藤沢 484-1 藤沢アンバービル 6F

●神奈川損害サービスセンター 厚木オフィス
Tel.046-225-1267
〒243-0018 厚木市中町 4-16-21

ブロミティあつぎビル 3F

●中部損害サービス本部

●中部第一損害サービスセンター Tel.052-857-2110
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15

ORE 錦二丁目ビル 11F

●中部第一損害サービスセンター 三重オフィス
Tel.059-229-1505
〒514-0036 津市丸之内養正町 4-1

森永三重ビル 3F

●中部第一損害サービスセンター 豊橋オフィス
Tel.0532-54-3081
〒440-0806 豊橋市八町通 1-18 豊橋中央ビル 3F

●中部第二損害サービスセンター Tel.052-857-2110
〒460-0003 名古屋市中区錦 2-4-15

ORE 錦二丁目ビル 11F

●静岡損害サービスセンター Tel.054-284-3831
〒422-8067 静岡市駿河区南町 14-1

水の森ビル 5F

●静岡損害サービスセンター 沼津オフィス
Tel.055-963-8191
〒410-0801 沼津市大手町 3-8-25

清水銀行大同生命ビル 7F

●浜松損害サービスセンター Tel.053-454-0280
〒430-7715 浜松市中区板屋町 111-2

浜松アクトタワー 15F

●北陸損害サービスセンター Tel.076-223-1486
〒920-0869 金沢市上堤町 2-37 金沢三栄ビル 3F

●西日本損害サービス本部

●近畿第一損害サービスセンター Tel.06-6242-6001
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30

OAPタワー 34F

- 近畿第一損害サービスセンター 奈良オフィス
Tel.0742-27-1185
〒630-8241 奈良市高天町 38-3 近鉄高天ビル4F
- 近畿第二損害サービスセンター Tel.06-6242-6001
〒530-6034 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 34F
- 京都損害サービスセンター Tel.075-231-2171
〒604-8161 京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595
大同生命京都ビル7F
- 兵庫損害サービスセンター Tel.078-360-2085
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町 1-3-3
神戸ハーバーランドセンタービル 16F
- 兵庫損害サービスセンター 姫路オフィス
Tel.079-284-0672
〒670-0965 姫路市東延末 3-50
姫路駅南マークビル5F
- 広島損害サービスセンター Tel.082-222-4101
〒730-0011 広島市中区基町 11-10
合人社広島紙屋町ビル2F
- 広島損害サービスセンター 松江オフィス
Tel.0852-26-2861
〒690-0006 松江市伊勢宮町 519-1
松江大同生命ビル3F
- 岡山損害サービスセンター Tel.086-223-1145
〒700-0821 岡山市北区中山下 1-8-45
NTTクレド岡山ビル 13F
- 山口損害サービスセンター Tel.0827-23-0281
〒740-0022 岩国市山手町 1-2-23 AIUビル2F
- 四国第一損害サービスセンター Tel.087-821-8032
〒760-0027 高松市紺屋町 9-6
高松大同生命ビル5F
- 四国第一損害サービスセンター 徳島オフィス
Tel.088-622-7355
〒770-0841 徳島市八百屋町 3-26
徳島大同生命ビル6F
- 四国第二損害サービスセンター Tel.089-946-3868
〒790-0878 松山市勝山町 2-6-3
日本生命松山ビル2F
- 九州・沖縄損害サービス本部
- 九州損害サービスセンター Tel.092-718-7070
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30
天神ビル新館 7F
- 九州損害サービスセンター 佐賀オフィス
Tel.0952-28-1621
〒840-0801 佐賀市駅前中央 1-9-45
三井生命佐賀駅前ビル 2F
- 九州損害サービスセンター 長崎オフィス
Tel.095-828-0731
〒850-0031 長崎市桜町 5-3 大同生命長崎ビル2F
- 久留米損害サービスセンター Tel.0942-39-7862
〒830-0032 久留米市東町 38-1
大同生命久留米ビル7F
- 北九州損害サービスセンター Tel.093-511-3831
〒802-0004 北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10
大同生命北九州ビル 10F
- 北九州損害サービスセンター 大分オフィス
Tel.097-532-6277
〒870-0034 大分市都町 1-3-22 大分都町ビル2F
- 南九州損害サービスセンター Tel.096-352-6791
〒860-0806 熊本市中央区花畑町 4-7
朝日新聞第一生命ビル7F
- 南九州損害サービスセンター 宮崎オフィス
Tel.0985-29-4371
〒880-0806 宮崎市広島 1-18-7
大同生命宮崎ビル1F
- 南九州損害サービスセンター 鹿児島オフィス
Tel.099-222-3356
〒892-0846 鹿児島市加治屋町 15-9
大同生命鹿児島ビル 5F
- 沖縄損害サービスセンター Tel.098-862-2175
〒900-0015 那覇市久茂地 1-12-12
ニッセイ那覇センタービル 7F
- グローバル損害サービス本部
- 海損サービスセンター Tel.03-5819-8629
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 16F
- 企業損害サービスセンター Tel.03-6688-9430
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
- 東日本損害サービス総合オフィス
- イースト火災新種サービスセンター Tel.0120-115-991
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
- イーストメディカルサービスセンター Tel.0120-250-325
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
- イースト旅行保険サービスセンター Tel.0120-812-618
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
- イースト傷害サービスセンター Tel.0120-211-006
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
- イーストオートサービスセンター Tel.0120-989-611
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5 インテックビル14F
- 自賠責サービスセンター Tel.03-6688-9440
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト 10F
- 西日本損害サービス総合オフィス
- ウエスト火災新種サービスセンター Tel.0120-61-9016
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 30F
- ウエストメディカルサービスセンター Tel.0120-938-244
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 30F
- ウエスト旅行保険サービスセンター Tel.0120-938-261
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 30F
- 海外旅行保険サービスセンター Tel.0120-974-260
〒900-0006 那覇市おもろまち 1-1-2
那覇新都心センタービル 2F
- ウエスト自動車サービスセンター Tel.0120-936-973
〒850-0843 長崎市常盤町 1-1
メットライフ生命長崎ビル 2F
- ウエスト傷害第一サービスセンター Tel.0120-255-202
〒530-6030 大阪市北区天満橋 1-8-30
OAPタワー 30F
- ウエスト傷害第二サービスセンター Tel.0120-700-190
〒810-0001 福岡市中央区天神 4-3-30
天神ビル新館7F
- セントラル傷害サービスセンター Tel.0120-127-592
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5
インテックビル 14F
- 傷害エクスプレスサービスセンター Tel.0120-127-590
〒850-0843 長崎市常盤町 1-1
メットライフ生命長崎ビル 2F
- 損害サービスコールセンターマネジメントオフィス
- AIU事故受付センター Tel.0120-01-9016
〒930-0856 富山市牛島新町 5-5
インテックビル 14F
- ファーストコンタクトセンター Tel.0120-320-881
〒130-8560 墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト10F



AIU 損害保険株式会社

〒100-8234 東京都千代田区丸の内 1-8-3 丸の内トラストタワー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸 1-2-4 アルカウエスト

Tel.03-3216-6611 (代表)

<http://www.aiu.co.jp/>



本冊子は責任ある管理がされた森林からの材を含むFSC®
認証紙と環境負荷の少ない植物油インキを使用しています。

B08-613 07-15 4.7M(TF)